

第8回行政減量・効率化有識者会議 【議事要録】

総人件費改革に関する議論について、議事要録を公表します。

日時：平成18年4月7日（金）9：00～12：20

場所：総理官邸4階大会議室

出席者

〔委員〕

飯田亮（座長）、逢見直人、翁百合、櫻谷隆夫、菊池哲郎、富田俊基、船田宗男、宮脇淳、森貞述の各委員

〔内閣官房〕

坂篤郎内閣官房副長官補、松田隆利行政改革推進事務局長、上田紘士公務員室長ほか

〔法務省〕

寺田逸郎民事局長、後藤博民事局総務課長、余田武裕民事局総務課補佐官

〔国土交通省〕

宿利正史自動車交通局長、久米正一自動車交通局技術安全部長、花角英世自動車交通局技術安全部管理課長、梶原景博気象庁次長、羽鳥光彦気象庁総務部企画課長、長田太大臣官房総務課長

主な議題

法務省からのヒアリング（登記・供託関係）

国土交通省からのヒアリング（自動車登録関係）

国土交通省からのヒアリング（気象庁関係）

配置転換、採用抑制等の枠組み（行革推進本部了承）について

【議事要録】

座長 それでは、ただ今から「行政減量・効率化有識者会議」の第8回会合を開催します。

本日は、大変御多用のところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、小幡委員、高原委員、朝倉座長代理が欠席となります。

それでは、議事に入りたいと思います。

（報道関係者退室）

座長 2月8日の当会議で決定した、追加検討要請事項について、関係省からヒ

アリングを行います。本日は、1番目に登記・供託関係、2番目に自動車登録関係、そして3番目に気象庁関係について、法務省と国土交通省からヒアリングを行います。

まず、登記・供託関係について、法務省から検討結果を御説明いただき、その後、質疑応答を行います。説明は、10分以内でお願いしたいと思います。

見直しの結果、どのような根拠に基づいて、最低何人の定員が必要なのか、現状から見て何人の削減が可能なのかについて、ポイントの御説明をお願いします。

法務省 今、座長から御指示がありましたとおり、10分時間をいただきましたので、資料に基づきまして、御説明申し上げたいと思います。資料は、やや分厚くて恐縮でございますが、法務省の資料がございますが、1-1は検討要請に応じまして、3月20日に御提出申し上げました資料で、11ページ以下に登記についての、具体的な「定員純減に向けた検討の方向」ということで記載をいたしております。

23と24ページにその概要をまとめてございます。

資料1-2が参考資料でございますが、いろいろなデータのほかに、参考資料を付けてございます。本日は、そのうち21ページ以下に「登記・供託関係について（概要）」というカラー刷りの資料をお付けいたしておりますので、それを御参照いただければと思います。

まず、結論から申し上げますと、私どもの登記・供託の関係のうち、特に登記の部分において、事務の一部を包括的に民間委託することを検討したい。更に、現在、登記所、これは全国に580の非常に分散型の組織でございますが、これの統廃合を一層進めまして、加えて、登記事務全体をコンピュータ化いたしておりますが、その関係で、更にオンライン申請というものの普及を目指しております。このオンライン申請の普及も相ましまして、トータルといたしまして、1,580名程度の削減というものを目標としたいと考えているところでございます。

具体的に御説明申し上げます。22ページをご覧くださいますと、登記事務についてどういったものかということをお理解いただくために、概要が示してございます。

もともと不動産登記は明治時代にできたものでございまして、我が国は近代社会で資本主義的な経済を発展させるために、とにかく金融の面で抵当権というものの設定が必ず必要になるわけでございます。これは、今、社会主義国から資本主義国へ移る、例えばベトナムでありますとか、カンボジアのような国に、我が国の登記の専門家が行って、この登記のやり方を教えておりますけれども、そういうことからもおわかりになりますとおり、これがないとなかなか土地を材料にした金融制度というのは回りません。

逆に申しますと、この制度ができたために、非常に日本の資本主義もその後スムーズに発展していったわけでございます。と同時に、この不動産取引は、非常に税との結び付きが強いところでございます。

そこで、具体的に不動産登記のカテゴリーは、大きく分けると2つに分かれます。1つは表示の登記、もう一つは権利の登記でございます。皆様、大体不動産登記とおっしゃると、権利の登記のことをイメージされると思いますが、その前提といたしまして表示の登記というものがございます。

これは、実は戦前は税務当局が所管していたものでございまして、具体的に土地の現状がどうなっているか、あるいは建物の現状がどうなっているかということの把握がございます。これは、戦前は台帳事務と言っていたわけでございますけれども、それを戦後、この法務局が不動産登記の一部として引継ぎまして、昭和35年にこのような表示の登記という形で法律の制度の整備をしたわけでございます。

具体的には、土地の状況ですとか、建物の状況を把握いたすわけでございますけれども、その結果が市町村長に通知されまして、これは地方税法の課税の対象となるその基礎のデータとなるわけでございます。例えば、具体的に申し上げますと、土地でございますが、よく縄伸びというのがございます。実際より、公簿上の面積が小さいのがよく見られる現象でございますけれども、これはあり体に申し上げますと、税金をできるだけ安くしたいという普通の方々の昔のお考えというものが、いまだに公簿上に残っているということの反映でございまして、現在はむしろ、登記官が現状を視察いたしまして、これを实地調査と申しておりますけれども、それで正しくその面積があるかどうかを必ずはかってまいっております。そういった意味で、非常に当事者の方々の言いなりにはなりにくい性質の事務でございます。

建物も同様でございまして、建物がどういう建物かによって税金の種類が変わります。床面積がどのぐらいかによって、税金が全く変わってくるわけでございます。例えば、有名な例ですと、福岡ドームがございまして、あれは天井が開くものですからあの下が一体建物の床面積かどうかというのが非常に問題になった例がございまして。当事者の方は、当然、床面積ではないということで扱ってくれとおっしゃるわけですが、こういったものも、しかし客観的に判断すると、あれは床面積に算入すべきだということで処理いたしましたが、そのように非常に公権力的な作業として強い側面を持っているわけでございます。それを、まず1つ御理解いただきたいところでございます。

権利の登記でございますが、これも基本的には、例えば所有権でありますと、前の所有者は当然、自分の権利を維持したい。後の所有者というのは、自分の新たな権利を得ている。第三者は、しかし自分にも権利があるという主張をされるときに、一体だれが本当の権利者かということを確認する効力を有しているわけでございます。本質的に、紛争を未然に防止するという性質の事務でございます。

したがって、簡単に次から次へと当事者のおっしゃるとおり登記をしていくというものではございまして、書面も非常に普通の手続に比べまして、多数提出して、本当に安全かどうかということを確認しているわけでございます。

なお、この権利の登記をする際には、これもまた登録免許税をいただくわけですが、いざいざけれども、その登録免許税の賦課というのも、この登記官が具体的にはやっているわけでございます。

最近では、表示登記に関連いたしまして、土地の位置が余りはっきりしないというようなことについての都合の悪さというのが目立ってきました。特に、都市部ではそれが非常に開発の隘路になっておりますので、そういったところを強力に推進するというので、この登記の部局も御協力をいたしているところでございます。

2つ目が「商業法人登記」でございます。これは、会社の登記とお考えいただければよろしいかと思えます。これにつきましても、例えば取締役の交代があると、取締役の登記をするというので、企業の方々はよく御存じのところでございます。しかしながら、これも、本来なら権利義務の主体ではあり得ないようなものを、登記をすることによって権利義務の主体にするわけでございますので、相当慎重な判断が必要になります。

また、取締役会など、よくだれが代表取締役かもめるということがございますが、その際に、おいでになった方々の圧力に屈せずに、正しい取締役がだれなのかということ判断しなければならぬというプレッシャーに置かれている、そういう事務でもございます。最近では、今も公益法人改革がございますし、会社法も非常に多くのことができるようになってきているので、登記すべき事項が非常に多様化しているという特徴を有しております。以上が、審査が必要な事務でございますけれども、これに対しまして、その後の「乙号事務」と書いてございます「証明事務」がございます。これは、既に登記所にあるデータを外部の方に御利用いただく際に、情報を提供するというたぐいの事務でございます。ここに具体的に書いてございますが、大幅にコンピュータ化いたしました今日では、登記事項証明書等、いろいろなものを出しておりますけれども、なお地図については、コンピュータ化がされておられませんので、具体的な図面というものが備え付けられておまして、その写しを一々として提供するというので、事務的にはまだ未成熟でございますけれども、合理化を一番図るべきところでございますし、その面での力を入れているところでございます。

さて、その次のページをご覧くださいますと、昭和42年以降、非常に登記事務が増えまして、増員をいただいていたわけでございますけれども、逆に平成10年度以降は、登記事務も落ち着きを見せまして、更にコンピュータ化もございまして、いろんな面で定員を抑えるということで、1万人を超えておりました登記従事職員というのは、現在、18年度の予算では9,000人をやや割るところで、この間、1,000人を超える減員となっているわけでございます。1割を超えているわけでございますが、今回、それを更に一層減らそうということで、御指示に従いまして、御提案をしているところでございます。24ページをご覧くださいますと、先

ほど申しましたように、審査事務の方は非常に権力的なところでございますし、また紛争を未然に防ぐということで、登記官自体にも裁判官と同様の除斥事由、つまり、親戚が来たら自分は事務をしてはいけないという規定まであるわけでございます。公平性、中立性というのが求められている。そこは、やはり公務員でなければ難しいところでございますので、私どもはむしろこの証明事務を包括的に民間に委託しようということで、減員の財源にしたいと考えているところでございます。これは、本来ですと、私どもの立場から申し上げますと、いろいろな人員の要請等で、こういうものも公務員でやっていきたいところではございますけれども、しかしこれほど苦しくなったわけでございますので、ここはひとつ思い切って民間に委託しようということで考えているわけでございます。

ただ、先ほど申しました地図がコンピュータ化されますと、より一層民間に委託しやすくなりますので、具体的には下に「地図情報システム展開計画」と書いてございますが、これが地図のコンピュータ化であります。現在の580庁に約100庁、一番多いときだと170庁という年度の計画がございまして、これに従ってその部分を次々と民間に委託していったらどうかと考えているところでございます。これが、もし全部できたら、1,181人の削減が可能になるわけでございます。

次に、25ページをご覧くださいますと、登記所の統廃合がございまして、右上の棒グラフでおわかりになりますとおり、かつては全国津々浦々に2,000ございましたけれども、現在は582に絞っております。これを更に平成18年度に30庁統廃合し、19年度以降も120庁の統廃合を実施して、これを全部実施いたしますと、その分の効率化、1庁当たり0.5人弱の人数が浮きますので、これを足し合わせますと、先ほど申し上げたように、約57人の削減が120庁によって可能になるという計算でございます。

最後に、26ページをご覧くださいますと「オンライン申請の利用促進」がございまして、現在のところ、ほぼ9割方はコンピュータ化をされているところでございますけれども、しかしオンラインに関しましては、利用率は非常に低いところがございます。その原因は左に書いてございまして、まだいろいろ広報が行き届かないというものもございまして、構造的に認証制度を使いにくい、あるいは証明書が電子化されていないとか、いろいろな問題がございまして。

しかし、政府全体としては、50%というものを目指すということにいたしておりますので、私どもはこれに沿って今後、努力し、これが仮に達成できると、先ほど申し上げましたように、350人の削減が可能になるわけでございます。

最後に、供託事務でございます。供託も、実は非常にやっかいなことがございまして、27ページをご覧くださいますと、基本的に、例えば家賃を決めているところに家主が値上げをしていく。その値上げはけしからんと。それで家主は受け取らない。そういったときに、そのままでは契約は解除されてしまいますので、家から出

て行かなければいけない。そういうときに、供託を利用されるわけでございます。

今言ったこういうものは、弁済供託というカテゴリーでございますが、これが全体の半分以上を占めております。そのほかに、裁判所の執行供託ですとか、あるいはこれはおなじみかもしれませんが、営業保証供託、選挙供託がございますが、これらはパーセンテージとしては1%、数%の極めてわずかでございますが、大体弁済供託と執行供託で大半を占めているわけでございます。

これらは、事務の性質上、非常に紛争の中にこういう事務を行うというものがございまして、私どもは、基本的には今の仕組みを維持したい。ただ、民間でできるものはできるだけ民間にという精神で、できるだけ民間委託する部分をつくり出そうといたしておりますけれども、登記ほど、ごっそり包括的にできるものは今のところない。ただ、努力はいたしたいと思っております。

まとめになりますけれども、先ほど申しましたように、最終的に1,500という数を念頭に置きまして、徐々に段階を踏んで民間委託ということで、具体的な削減に取り組みたいというように考えている具合でございます。

座長 それでは、委員の皆様から御意見、御質問を頂戴したいと思います。

委員 今、26ページのところで、オンライン申請の利用ということのお話がありました。「甲号事件の50%について」云々というところがございましてけれども、これは、一応このところには、平成20年度までに全国展開とかとなっているんですけれども、今、実際にこの計画というものは、例えば特に公的な個人認証の普及はしていかないと、なかなか難しい問題だと思っておりますので、1,500云々というのはわかりましたけれども、その辺の年次的な計画というのがありますか。

法務省 このコンピュータの中で、オンラインの申請の計画は、今、右下に書いてございますが、不動産の465庁のうち、現在は120庁程度はオンラインで申請できるような体制になっております。計画上は、これを更に具体的に毎年100ずつ増やしていくということにいたしておりますので、平成20年度までには全部の庁がオンライン申請できるような体制になります。

問題は、今、御指摘になられました、次にいろんな阻害要因がございまして、その公的個人認証の問題もございまして、総務省あるいは市町村の方でも、この個人認証としては、やはり一番住基ネットに基づく住基カードの普及が必要だということで、今後、u-Japan全体として取り組まれるということでございますので、私どももそれにできるだけ御協力を申し上げたいと思っております。

委員 供託の話なんですけれども、選挙供託というのがあるわけですが、実は、これは、例えば仮に私が選挙に立候補するということになりますと、戸籍を持って、そしていろんな書類を整えて法務局へ行くわけですが、その法務局で私が書類を書きます。それを補助員の方がチェックをして、供託官が恐らく最後にハンコを押す。私はそれを持って、今度は日本銀行の歳入の代理店のところへ持って行くわけですが、

そして、例えば、100万円なら100万円の供託金を供託するわけでございます。

そういうことで、実は日本銀行の歳入代理店でそれを取り扱うのは、例えば最寄りの市内の銀行ではできない。法務局のある銀行でということになる。そういうものが、例えば極端なことを言うと、ワンストップサービスで、日本銀行の歳入代理店で一括してできれば、はるかに便利になる。また、当然、今度はまた選挙が終わりますと、供託金を法定得票率があればいただきに上がるわけです。そこでもまた法務局へ行って、そしてまた手続きして、そして銀行へ行ってというようなことになる。確かに、供託のところはそんなにたくさんの数ではないとおっしゃいましたけれども、しかし利用する立場、これは先ほどの住宅と家賃の問題でもお話がございました。やはりそういうものでも、そういう代理店ができるところならば、そういうことの取扱いというのはワンストップサービスができるのではないだろうと思えますけれども、いかがでしょうか。

法務省 これは、おっしゃるとおりです。もともと国庫金の納入に非常に制約がございまして、一旦法務局で手続きをされ、日銀の代理店としての一定の資格を有する金融機関でしかできないわけです。

ただ、この点はおっしゃるとおり、まず手続きそのものもオンライン化を進めておりますので、現在では、法務局にいらっしゃらなくても手続きはできるようになっておりますが、更に納入代理店をどういようにすれば便利かということは、いろんな工夫をいたしております。その工夫の中には、郵送でもできるようにできないかという問題もございまして、そこは日本銀行あるいは財務当局ともいろいろ御相談して、今後、またより一層便利にしたいと考えております。それは、私どもの工夫としても非常に重要なポイントになっております。

委員 何もしませんというところが多い割には、きちんと1,500人も減らしますというのは、なかなか輝けるような報告だとは思いますが、普通、120か所統廃合すると、300人ぐらい減るとというのが統合という意味だと思のですが、統合した箇所より減る人数が少ないというのは、どういうことなんでしょうか。

法務省 これは、先ほど申しましたように、現在は登記所は580ございまして、平均いたしますと統廃合の対象になりますのは8人ぐらいいる庁でございます。8人と8人が統合するわけでございますので、統合しても別に事件が減るわけではございません。その分だけ、登記申請はそっくり1か所に集まるだけでございます。そこで、それを処理する時間的な計算からいたしますと、やはりそれほどメリットは大きくは出ない。もともと何十人もいるものではないわけでございます。

もう一つは、例えばそれなら2人それぞれ所長がいるだろうと。所長は1人なんだから1人浮くではないかとお考えかもしれませんが、私どもの実態をご覧くださいますとわかりますように、出張所の所長は、自分も登記官なわけです。自分は先頭に立って働いているわけなので、所長が1人浮くという問題では、なかなか

にくい実情にございます。ただ、いずれにいたしましても、統合すれば必ずメリットは出ますし、今後、コンピュータ化が展開いたしますと、より一層メリットが出やすいようにはなり得る。

他方、先ほど申しましたように、実地調査の面積は広くなるので、不便になるところも若干はございますけれども、それぞれ計算いたしますと、現在のところは0.5人程度でございますが、これは一層努力をいたしたいと思っております。

委員 あと、このオンライン申請率を上げるということになっているわけですね。これが上がれば、率が上がることと、120か所の統合というのはどういう関係になっているのですか。

法務省 これは、直接は関係がございません。

もちろん、予算の面では、統合が進みますとどんどんメリットは出てまいりますけれども、オンラインはオンラインで、先ほど申し上げましたように、現在、580か所ありますのを全部オンラインができるような登記所にいたしますので、統合しても統合しなくても、どちらもオンラインができるという面では変わりがございません。

委員 わかりません。では、オンラインの意味がなくなるのではないですか。

法務省 オンラインの意味とおっしゃるのは、登記所に行かなくても済むという意味では、これが580であろうが400であろうが、そういう意味では同じなわけでございます。

委員 ですから、例えばオンラインが100%になったら、登記所は全部で1か所でいいのではないですか。

法務省 それは、登記所が全部で1か所でもよくなる面もございます。

ただし、先ほど申しましたように、登記所はそれぞれ実際に現地を見に行かなければならないという仕事がございます。

委員 1か所は極端ですけれども、県に1個ぐらいいいのではないですか。

法務省 そういうことも可能かもしれません。工夫次第によっては、もう少し更にビジュアルな面でのいろいろな電子的な工夫が発達してくれば、1つの登記所でももう少し広い管轄を持てるようにもなるかとは思いますが。

したがって、私は120でもう終わりだと申し上げたつもりはございません。これは、技術の発達で更に少なくすることも可能だろうと思っておりますが、しかしすべての方がオンラインを利用されるというのは、やや夢想的でありまして、おじいさん、おばあさんもいろいろおいでになるわけでございます。したがって、完全にそうし切れるかどうかは、いろんな要素があるかと思います。先ほども別の委員が御発言になりましたけれども、市町村にとっては、やはりできるだけ登記所が自分とタイアップしたような形でいてほしいものだという声で、私どもは認識をいたしております。

委員 オンライン申請を50%以上にするという前提でつくられているんですけども、登記など、司法書士が代理業務としてやっているものが多いと思うんですけども、司法書士会はオンライン申請については、そんなに進むものではないという言い方をしているようなんですけども、50%の実行可能性というのはどうなんでしょうか。

法務省 それには2つの側面がございます。

1つは、やはり最初につくりましたオンラインの手続というのは、登記に特化したオンラインの手続ではございませんで、政府全体としてどこからどう入れるかという1つのプロトコルがございまして、司法書士の皆さんにとっては、なかなかすぐにはなじみにくい手続だったようでございます。

もう一つは、もちろん、登記所の方で不慣れだという面もございました。そこで、その後、やや改善して、コンピュータの設定はどこでもそうでございますけれども、特に最初の設定というのは非常にややこしいので、こんなものは使いにくいなという声が出たことは事実でございます。その後、そういう面は改善いたしましたし、特に会社の登記については、当事者は会社の方だけですので、これは1回設定をすればかなり使いやすくなるなという声も、司法書士の皆さんの間にも大分広まってきたというようには認識はいたしております。

しかし、もう一つは司法書士の皆さんは、伝統的に登記所の周りに事務所を置いておられますので、何もこのようなオンラインのものに一生懸命おやりにならなくても、自分たちがぱっと事務所の前から行けばいいんだということも、一面の事実としては否定し難いところでございまして、そのようなものに金をかけるのはどうかという声もあることは、私どもも耳にしております。

ただ、先ほど申されましたように、やはりこれからは、全体的にもう少し統廃合による効率化というのを進めていかざるを得ないわけでございますので、ややオンラインというのは先進的な手続ではございますが、しかし将来をにらめば、私どもは、確実に必要な手続だと認識はいたしております。司法書士会、あるいは土地家屋調査士会もそうでございますけれども、そういう理解を求めるように、いろんな面で働きかけをさせていただいているところでございます。

委員 先ほど、いわゆる証明事務の乙号関係を含めたところで、包括的な民間委託ができるというお話をされました。実際に固定資産税の家屋調査は、こういうことについては市町村の職員という公平性、中立性という立場で行います。

しかし、それ以外のことにつきましては、例えば入力を含めた、いろんなことはいわゆる民でやらせていただく。あるいはまた、今度はその証明です。例えば印鑑証明やいろんな証明のことも含めて、出せるものはもう民間でやろうということで、実際やっています。今回の市場化テストの中で、窓口業務というものが、そういうふうにとんども市場化テストの対象になってきたということで、ある面では、私は、

これはいろんな意味で急速に経験をしながらやっていけるとお思いますので、その辺は、是非、包括的にとおっしゃいましたけれども、窓口業務の中で切り出せるものはどんどん切り出していくことによって、かえって時間的な短縮も含めてやれるようにしていただきたいということが1つです。

それから、済みませんがもう一つ。先ほど、とりわけ紛争の未然防止という観点から、登記官は国家公務員でなければいけないと私はお聞きしたんですけれども、そういう中で、実は公証人役場というのは国家公務員ではないわけです。例えば、遺産相続の問題とか、いろんな問題は公証人役場へ行って、そして申立てをして、それを筆記して、そしてそれをきちんとして、例えば死亡したときに、それが公証人の方からこういうものがありますということでやられると思うんですけれども、そういう点から言って、要するに登記官というのは国家公務員でなければいけないのかどうか。この公証人役場の問題は、公証人という立場の人から考えると、この方は国家公務員ではない。その辺のことというのは、どういうふうに使分けをするのですか。登記官は国家公務員でなければいけない、公証人はそうではないという、この辺の考え方というのは何かおありになるのでしょうか。

法務省 公証人というのは、極めて特異な制度でございますが、実はこれも私も所管しているわけですが、公務員ではないけれども、公務の性格を帯びておって、しかし独立採算制でやっているわけですが、実際の公証人は独立採算制ではございますが、結局のところ、非常に過疎地域のようなところには、やはりそういう公証人は出にくいような実情になっておりまして、一部は公証人の具体的な独立採算制が維持できないので、結局は法務局の方で公証事務をやっているところもあるようなわけでございます。

したがって、理想的な環境を想定すれば、そういうようなことは可能かもしれませんが、全国で均一的なサービスをするということになりますと、公務員としての性格が必要だと思われまます。

やはり、特に表示登記の面を考えてみますと、これは租税の基礎でございますし、国土全体の管理にも非常に密接に関わってまいりますので、これは公証人式の独立採算制はおよそ無理ではないかと考えております。

それから、最初におっしゃられました窓口のサービスでございます。これにも2つの面がありまして、登記はおよそどうやったらいいのでしょうかという御相談がよくあるわけで、そういう問題については、どこの企業でもお考えのように、どこかで集中的に、必ずしも国家公務員ではない方が答えるということが十分検討に値して、私どもも試みでそういうようなことをしていることもございます。

他方、登記所においでになる窓口の方で、非常に多くの方は、具体的にこの事件でこういうように登記していいだろうかということをお尋ねになるわけです。これは、最終的に、結局そのとおりやれば、やってくれるだろうということの確認にお

いになるわけなので、この部分を民間の方に全部お任せするというのは、なかなか性質上難しいかとは思いますが。いずれにしても、おっしゃるとおり、民間にゆだねられる部分というのは、乙号を中心にして法務局にあることは事実でございますので、乙号を限定することではなしに、もう少し効率的なやり方というのも、工夫はいたしたいと考えております。

委員 資料 1 - 2 の 15 ページなんですけれども「登記事件数及び法務局職員の推移」というデータをいただいているのですが、この会議は減量だけではなくて効率化有識者会議なのですが、このデータを見る限り、昭和 42 年～平成 18 年度までのデータがありまして、18 年度は事件数はないんですけれども、17 年度まではある。これは、単純に計算いたしますと、昭和 42 年と平成 17 年度を単純に職員数で割り算をしますと、効率化というのが 1.4 倍になっているんです。昭和 42 年というのは、実は私が大学に入学した年でして、この年は、イメージとしてはガリ版があったり、例のコピーがあったかないかですね。

座長 それはガリ版ですね。青焼きの時代ですね。

委員 多分青焼きの時代ですね。あのときと、今とを比べて、中身はちょっとわかりませんのであれですが、1.4 倍というのは単純に数字で比較すると、事務が結構多いと思うので、1.4 倍という効率化というのは、極めて効率化が遅れているのではないかと思うんです。

それはなぜかということ、私の友人で司法書士をやっている者が何人かいまして、彼らにどうなんだと話を聞いてみますと、もちろん、いいことを言わないということもあるかも知れませんが、ある友人が、あれは半分でもいいのではないかとか、3分の1と言ったのかは記憶にないのですが、そんな極端なことを言ったんです。これには誤解もあるかもしれないのですが、こういうことを言っていたので、この数字を見る限り、もっともっと効率化できるのではないかと。つまり、判断業務もあると思うんですが、事務処理が相当効率化されてなければいけないので、このデータを見る限りでは、もっと削減ができるのではないかという印象を持ったので、誤解かどうかはわかりませんが、その辺はどのようにお考えになっていますか。

委員 補足質問のようなことなんですけれども、私も全く同じところを見ていまして、このグラフを見ても、登記事件数と職員数というのは、ほぼ相関関係として 1 なんです。ですから、図表として見ていると、今の御指摘のように、効率化という面でいくとほとんど動いていない。私も今、10 年ごとで区切って計算してみると、昭和 42 年～49 年が登記職員一人当たりで 1,568 件、昭和 50 年～56 年で大体 1,782 件、バブル期の昭和 60 年～平成 6 年で 1,849 件、平成 7 年～16 年で 1,767 件。若干、計算違いはあるかもしれませんが。結局、全体で言うと大体 1,800 ぐらいが平均に出てくるんです。いずれにしても、業務のやり方とかということがほとんど変わっていないか、あるいは今、御指摘がありましたように、非効率な部分が残

っていることによって、登記件数が増えると増えるし、減ると減るという構造になってしまっている。非常に粗い計算でいきますと、平均1,800という昭和50年以降のところの数字を使ってやると、大体削減されているので、余り言うべきではないのかもしれませんが、単純計算をしてしまうと、もっと1万1,300とか、実はそのぐらいの数字になってしまうんです。それが正しいかどうかは別です。

いずれにしても、こういう事務処理の効率化についての部分というのが、この数字を見る限りには余り見えてこないという、全く同じ質問なんです。

座長 いかがですか。余り効率化されていないではないか。

法務省 余り言い訳ばかりを申し上げたくもないのでございますけれども、実は昭和42年当時は、私ども、完全に事務処理として万全の体制だと言い難い事情にございました。

例えば、先ほど申し上げました実地調査でございますけれども、昭和42年当時は、目の前に出てくる申請に追われて、なかなか現地を見に行く余裕がございまして、実調率は全体といたしまして、5%以下の時代もございました。今はもう半分近くになっているわけでございます。そういった面で、事件数と事務量というのは必ずしも一致しないというところはございます。

もう一つは、これは私どもも非常に反省しているところでございますけれども、事件が急激に都市化しているというところはございます。したがって、東京をご覧になった方と田舎の方の登記所をご覧になった方で、随分印象が違ふと思えます。司法書士さんで田舎の登記所をご覧になると、なるほどお茶を飲んでいる人がいるなとおっしゃられるのも、多分全くうそではないんだろーと思えます。

そういった意味で、私どもは非常に統廃合も大事だと思っております。統廃合によってもっとほかに人を持ってくるということに今、重点的に取り組んでいるわけでございます。

委員 ですけども、昭和60年以降の部分を見ても、同じことが言えるんです。ですから、昭和40年代のことはそういう面があるだろうなという気はするんですけども、バブル期以降のところを見ても、これは同じようなことが起こっている。むしろ、件数としては減ってきているのに併せて職員数が減っているというぐらいのもので、単位当たりの効率化から言うと、ほとんど動いていないんです。むしろ、落ちている。

そういうことから考えると、今の御説明だけだと、ちょっと理解できない。

法務省 申し訳ありません。もう一回その点に絞って申し上げますと、これは実は左の登記事件数というのは、先ほど申し上げた登記事件数のうち、甲号事務の部分です。つまり、審査を行う対象となる新しい登記が出てきたときの事件数でございます。他方、昭和60年以降、コンピュータ化をいたしておりますけれども、そのメリットは主として乙号。つまり、証明書の発行に劇的に出てくるわけござ

います。

審査の方だけで申し上げますと、先ほどの実地調査は別といたしまして、普通の事件で見ますと、昭和40年、60年、現在も基本的にやっていることは、当事者の申請されたデータとされるべき登記とが法律的に見て正しいものであるかという審査でございますので、これはコンピュータ化したからといって劇的に能率化できるものではございません。そこで余り出ていない。

ただ、もちろん、それはもう少し効率的にやるべきでないかというお考えもわかりますが、実情はそうでございます。

委員 もうやめますけれども、ここの数字は全部同じベースなんですね。甲号ですね。

法務省 甲号です。

委員 甲号の中で同じことをされているのに、バブル期と現状においても、効率性という観点からいくと数字が下がっているんです。ですから、私はその説明を聞きたいので、乙号がどうのこうのとか、もちろん、乙号がよくなって甲号もよくなることは理想的なんですけれども、今の御説明で言うと、甲号の部分は説明がつかない。

このことばかりに時間を費やしているわけにはいかないのでもいいですけども、そこはちょっと理解ができない。

委員 証明書交付事務の関係での市場化テストや民間委託というのはよくわかるんですけども、一方で登記申請の方の事務フローを見てみますと、各種通知書の作成、発送とか、入力事務とか発送事務とかといったものも、まだこの補助職員の方とかがやっておられるんですけども、こういったところは、かなり民間に委託するということが相当可能ではないか。ほかの国税とかといったところは、もう既にそういったことをやっているんですけども、そこについてはいかがなんでしょうか。

法務省 実情を申しますと、この点も賃金職員等を雇いまして全体として監督してやっているというところでございますので、この部分のみ民間委託するということになかなかやりにくいものですから、そうしておりませんけれども、おっしゃるとおり、大きな登記所ではそういうことが可能になるかもしれませんので、検討課題にさせていただきたいと思います。

委員 地図のコンピュータ化が完了すると、どういうメリットが人数の面が出るかということをお聞きしたいんです。

法務省 これは現在、先ほど申しましたように進めているところでございますけれども、地図のコンピュータ化ができますと、これが登記のコンピュータ化と一体化いたしまして、利用者の皆さんは、まずコンピュータの画面をご覧くださいますと、地図が出てくる。この地図の登記データはどうなっているかということで、次

に登記データを参照することができるという、極めて能率的な調査作業ができるようになるわけでございまして、今は地図は登記所に行かないと写しが手に入らないのでそういうことはできませんが、そういうことが可能になります。

委員 それは利用者から見たらそんなですけれども、体制として登記の方に必要な人数についての合理化効果はいかんとということをお聞きしているんです。

法務省 ですから、そういうことが可能になりますので、当然のことながら、利用者の方がおいでにならなくなるわけでございます。そうすると、写しを作成する事務がなくなります。それが1つでございます。

審査事務の方も、コンピュータ化しているのとコンピュータ化していないのを比べますと、やはりコンピュータ化している方が、具体的に数値を入力すれば地図の作成ができますので、それは効率化は進むだろうと考えております。

委員 今回、試算していただいたものを、私ども先ほど冒頭にお話がありましたように評価できると思うのですけれども、地図のコンピュータ化が終わるのは、この5年間の後の22年度なわけですので、そこでやはりかなりまだ合理化効果を期待できるとすれば、それも踏まえた、もう少しここで終わらずに、先まで見通したものをお持ちいただけたら、なおわかりやすいと思うんです。

法務省 地図のコンピュータ化が審査の人員の面でどれくらいメリットが出るかということは、なかなか計算し難いところもございましてけれども、おっしゃることもよく理解できますので、それは何らかの工夫ができれば、工夫してみたいと思います。

委員 私もそもそも論として、公証人のお話もありましたけれども、登記については国家公務員でなければだめなのかという疑問を持っているのですけれども、それはともかくとして、24ページの乙号事務の民間委託というのがありまして、今、いろいろお話をお聞きしましたけれども、いずれにせよ、民間委託が可能であると。現実に今でも乙号事務というのは、民事法務協会とかというところで幾つか民間委託をされてオペレーターとしてやっていらっしゃると思うのですが、この時点で、市場化テストのあれを待つまでもなく、そういうような状況下だとすれば、ここの部分の1,181人は、現時点でももう民間に任せるという御決断は我々にはできないのかと。そうすれば、それからこの市場化テストということになってくれば、官民ではなくて、民間同士の競争入札になっていくわけです。今の時点で、こういう形の今後の動きの中でというよりも、何かできるのではないかという考え方はいかがでしょうか。ここの部分について言えば、1,181人。

法務省 この証明事務でございましてけれども、もちろん、基本的にはそんな難しい法律的判断が多くあるわけではございませぬし、機械的な部分も多いわけでございますので、民間でできる事務だという性格づけは、私どもは完全に同意しているわけでございます。ただ、難しいのは、これはかなり実際にそこに立ち入るとい

ことになりますと、個人情報が多量にある職場でございますので、それを受けていただくような民間の方が、全国、今、500何か所ある中で、完全にそれをカバーできるかどうかという問題は、やはり私どもとしては多少慎重に考えざるを得ないところもございます。

ですから、そういった意味で、相手次第というのも変でございますけれども、そういう能力との兼ね合いで決まることなので、私ども自身はそういう能力がおりになる方がおられれば、それは民間でも十分やれる事務でございますので、この期限内に全部民間にすることについては、全く異存はないところでございます。

座長 よろしいですか。

いろいろと御意見を頂戴してはいますが、一番私が問題だと思っておりますのは、いわゆる試算で1,580何名です。これは試算で出てはいますが、いろんな条件が設定されているんですね。例えば、統合、オンライン化の問題等々。そうすると、その数字というのは、削減する数字なんですね。このことを一遍確かめておきたいんです。いや、それは計算上の問題なんですよと言われると、それは意味が全然ないので、ですからそれを一応評価しているなどということになっているわけですが、そうではないんだと。これが実現するんですねということ、ここで確認しておきたい。

法務省 私どもといたしましては、それは実現すべき目標だと考えております。

座長 そうですか。実現についてコミットするということですね。

法務省 この場で、確実に5年後にこうなるということを申し上げることは、いろんな事情で難しいことは御理解いただけるとは思いますが、私どもとしては、これを目標にしていることは、この場で申し上げておくと。

座長 それでいいのですか。メンバーはそういう認識でしょうか。できないかもしれないなど。

委員 できないのもありなわけですか。

法務省 私どもとしては、これをできるという可能性を十分に認識した上でお出ししているわけでございます。

ただ、将来のことでございますので、おおよそこういうこと以外のことは許さんということであれば、それはなかなか難しいことも当然あるわけでございます。そこはひとつ御理解をいただきたいと思っております。

座長 いかがですか。5年間ぐらいのことだったら、いわゆる予測不能ということは私は言えないと思うんですけどもね。5年が予測不能だったら、明日のことも予測不能だと言え、それはそうなんですけれども。

委員 いろんな環境が変わりますので、目標というものが100%達成するということで担保しなければいけないということはないと思うんです。

ただ、ちょっと厳しいことを言うと、その目標からずれたときに、それではなる

べく目標に達成するために何をやるんですかということ、それでは今、示しているもの以外のところも、もしずれたときにそれは今の条件とは変わっているはずですから、何を次の選択肢として出すんですかということを示さないと、それは計画にならないです。ですから、そういう議論になってしまうんです。

事務局 委員がおっしゃったのは、例えばオンラインの利用率が50%になれば、それは人がどんどん減らせますと書いてありますね。増えるかどうかは、お客さんたちがそれを使うかどうかなんですね。そうなると、もし使っていただけないようだったら、どういう手を打つか。例えば、オンラインで来た人は早くやってあげて、窓口に来た人は1日待っていただくとか、あるいは手数料を変えるとか。今度、手数料を変えるんですか。

法務省 手数料は変わります。15%ほど引き下げます。

事務局 その差をもっと大きくするとか、人間をよけいに使うわけですから、相当手数料の値段が違ってても実はいいのかもしれないんです。委員がおっしゃったのは、そういうものを考えるという意味でしょう。

委員 そうです。

法務省 それを余り強調されますと、およそ数字が出しにくいということになってしまうわけですが、私どもが今ここで申し上げているのは、現実的に相当可能性のある数字だと私どもが認識している数字であって、およそそういうことが100%は確約できませんが、それは十分あり得るものとして御認識いただきたいと申し上げているわけですが。

もちろん、オンラインの問題もございませぬけれども、オンライン以外にもいろいろな工夫はあり得るわけであって、それはできるだけそれに近づけるということは、私どもの姿勢としては十分持っているわけですが。

委員 単なる予想ではないということですね。

法務省 はい。

座長 そうしますと、我々の認識としては、いわゆるぶれはそんなにないんだと。上へぶれるかもしれない。それは絶対あり得ないということですか。下へぶれることはあり得ると。

法務省 それは全く論理的には否定できないところです。

委員 まだ、今日、お話いただいた削減の対象事務というのは、証明事務が過半ですね。ですから、審査だとかそういうところも、具体的な事務フローを見直せば、もっと可能かもしれないという。国民から見れば、そういう期待もあると思うんです。まだ、ある。ですから、多分お示しいただいたのは、下限値。

つまり、これだけ財政赤字が大きくて、やはりなかなか増税については国民が納得いかないという声もまだまだ強い中ですので、またもう一回何年か後に削減計画をつくり直しということもあり得るべしというぐらいの環境認識は持っていない

と、なかなかいかないと思います。

委員 効率化すべきところはもっともっとあるのではないかと思うんですね。つまり、今のこういう計算だけではなくて、中身の効率化がもっとあるのではないかと思うんです。例えば、知り合いの税理士に聞いても、税務署がなまけているという話は聞かない。できればなまけてもらいたいという気持ちがあるかどうか別だけれども、そういう話をする人はいないんです。

ところが、司法書士の仲間に聞いたら、やはり余り評判がよくないんです。余り表には言えないんでしょうけれども、どちらかという余り積極的にやっているというイメージは、だれに聞いてもないんです。ということは、相当今の統合とかだけではなくて、もっと根本的に合理化の余地があるのではないかと。そういう意味では、委員がおっしゃったように、最低限というか下限値だというふうに私は思います。

座長 いろいろと御議論を頂戴したわけですがけれども、効率化が足りないのではないかという御指摘もありますし、私もそう思うんです。

企業などで、いわゆる合理化をしようではないかと言って、部署部署でやるわけですがけれども、余りこの効率化できない理由を並べ立てられると、みんな頭にくるわけです。企業内であれば、だったらなくしたらどうだというような極端な理屈まで出てしまうというようなところがありますので、余りネガティブな発想にならないで、顔つきを拝見してもネガティブな顔つきをなさっていないから、もっと積極的にやっていただきたいと思う。

法務省 御理解いただきたいのは、私どもの事務の中では、ある1つの目標に向かって、できるだけ効率化を進めていこうという部分と、そうでない部分とがあるわけなんです。むしろ、公平とか公正とかということを十分維持したい部分もあるわけなので、前者の部分については、これが代表例でこの登記所言えば乙号の証明書の部分ですがけれども、それはもうできるだけそういたしますが、こちらの部分は待てよと、もうちょっと慎重にやらなければならないということで、外部から見れば非効率に見える部分があるということも、最後でございますけれども、付け足ささせていただきたいと思います。

座長 わかりました。それを踏まえても、より効率化を図っていただきたいということだと思いますし、やはり先ほど委員から話があったけれども、登記所の統合による合理化率が1名にも満たないというものは、やはり常識として理解し難いというところがあるので、その辺も御検討を願いたいということがあります。

それから、やはり私が申し上げた、いわゆる試算で出ているものの理解の問題ですね。ある厳しい委員の方で言うと、最下限であるという理解です。恐らく、法務省としては、最上限ということを出しているんだよ、ですからそれは約束できないよということですがけれども、その実現するようなことでよくお考えいただきたい

と考えるんです。

より一層、これから効率化、いわゆる定員削減を進めるのは、閣議決定の方針ですから、閣議決定の方針に従って、是非、御検討いただいて、再提出を事務局に報告をお願いをしたい。もしそれが、いわゆる再提出されたものが閣議の方針と乖離があるものであれば、申し訳ないんですけども、もう一遍お伺いするということになりますので、よろしく御検討のほどお願いしたいと思います。

法務省 御期待に沿えるべく努力いたします。

座長 よろしく申し上げます。

(法務省登記・供託関係者退室)

(国土交通省自動車登録関係者入室)

座長 次に自動車登録関係について、国土交通省から御説明をいただき、その後、質疑応答を行います。

恐れ入りますけれども、説明は10分以内ということをお願いをしたいと思います。見直しの結果、どのような根拠に基づいて、最低何人の定員が必要なのか、現状から見て何人の削減が可能なのかについて、ポイントの御説明をお願いしたいと思います。

国土交通省 説明の時間をいただきましたので、簡潔に御説明をさせていただきます。お手元の資料の1～4ページのところに、要点をまとめておりますので、これに基づきましてかいつまんで御説明いたします。

まず、自動車の登録業務でありますけれども、現在、全国の88の運輸支局等におきまして、900人の職員で業務を実施しております。大半が登録官という一定の国土交通大臣が任命した職員で行っております。

まず最初の点でございますけれども、自動車の登録の業務の性格といたしまして、いわゆる私どもが行政登録と言っております性格と、民事登録という性格があります。行政登録につきましては、1ページの1.のところに書いてありますけれども、自動車の社会的なもろもろの権利義務を明確化し、あるいは社会秩序の維持のための必要な情報を記録・管理するという目的でやっております、道路運送車両法上、登録を受けなければ自動車は運行の用に供してはならないということで、違反については、懲役を含む罰則がありますし、自動車運送事業につきまして、車両の使用停止などを行う場合には、ナンバーを取上げるという措置を講ずることになっております。このような、国民の権利を直接に制限し義務を課すような行政行為そのものでありますから、国が責任を持って厳正に行う必要があると考えております。

また、民事登録の方につきましては、自動車の取引の安全を確保するというところで、所有権の公証をする機能を同時に与えておりますが、これも虚偽あるいはいろいろな所有権の所在の不明確な部分も確定させて登録を行うという意味で、国が公正中立な立場で厳正に審査をした上で行う必要があるものと考えております。

このような登録業務につきましては、資料の4ページに簡単な絵を付けておりますけれども、我が国のもろもろの行政制度を支える基礎となっております。保管場所の義務、あるいは自賠責の付保、重量税、リサイクルなどの適正な義務の遂行のために登録に当たりまして、登録官が確認をし、あるいは安全環境行政の遂行、犯罪、不正輸出、徴税といった関係で、関係の国あるいは地方行政機関と連絡調整を行いながら、これらの業務の適正な遂行を支えているわけでありまして、そういった業務の性格から、国が国の職員によって行う必要があると私どもは考えております。

なお、今、申し上げましたのは、いわゆる典型的な登録業務でありますけれども、2ページの上の4.のところに書いておりますように、同時に登録に関連いたしまして、回送運行の許可や臨時運行の許可、職権で登録を抹消する措置、あるいは警察からの捜査照会等の業務を行っておりますが、これもいわゆる行政行為そのものでありますので、国自ら行う必要があると私どもは考えております。

次に、ワンストップサービスによる業務のスリム化ということでございます。これにつきましては、昨年12月26日より東京、神奈川、愛知、大阪の4都府県を対象にスタートいたしました。この4月からは、静岡、埼玉も新たにスタートすることになっております。私どもは、平成20年までに全国で、かつ新規登録だけではなくて、移転登録など全手続に拡大をしたいと思っておりますが、まだスタートした直後でありますし、この手続をするための不可欠な機能であります、住民基本台帳カードによる公的個人認証の普及が、残念ながら全国で0.1%弱ということで、ここの普及促進といったものがかぎを握ると思っております、このOSSによる業務の効率化を現時点で定量的に算定することは、残念ながら困難だということでございます。

定員の大幅な縮減についての見直しの方向ということではありますが、これも4ページの一番下に簡単なグラフを付けておりますけれども、自動車の保有台数の大幅な増加、20年間で46%増。業務量も27%ほど増加しておりますし、昨年の1月から新しい輸出抹消登録、重量税の還付等々の大きな業務も加わっておりますが、こういった中で要員の20%程度の縮減を行いながら、私どもとしては精一杯業務の効率化を図っております、今、直ちに更に縮減をできるめどはたっていないということでもあります。

なお、4ページの次に、参考資料をお届けしております。1、2分お時間をいただいて御説明をさせていただきたいと思っております。私ども、自動車交通行政は、本省と地方部局、支局におきまして、登録業務を含めて、国民の安全、安心な社会をいかに構築するか、あるいは実現するかということで、日々努力をしておりますが、昨今の最も大きな課題は、ここに書いておりますような「安全・安心な輸送サービスの実現」をできるのかどうか。車両そのものの安全確保、環

境保全がきちんと実行できるかどうかということにかかっておりまして、残念ながらいろいろな厳しい状況が顕在化しているのが実態でございます。

新聞報道、あるいは昨今の国会の質疑等をご覧いただければ御承知のところかと思いますが、自動車運送事業に関しますと、一連の規制緩和の中でタクシー、トラックの事故の増加、あるいは労務管理がうまくいっていないというもろもろの課題が顕在化してきておりまして、国土交通委員会を始め、予算委員会を含め、国会の大きな議論の対象になっております。私どもは、規制緩和自体は正しい方向だと思っておりますけれども、このような問題が生じていることについては、適切な措置を講じなければならないと。

具体的には、いわゆる自己チェック機能を強化をして、効果的に悪質な人たちを監視する。悪貨が良貨を駆逐しないような措置を講ずるのが国の責務だと思っております。

また、3月末に成立いたしました運輸安全法で、すべての運送事業者に安全マネージメントを義務づけることになっておりまして、12万事業者ほどありますけれども、この評価をこれからすべての運送事業者に行わなければならないという新しい行政事業に直面しているところでございます。

また、右にありますように、自動車そのものの安全、環境という意味では、つい今週の始めにも新聞で大きく報道されておりました不正改造、不正車検といった悪質な事例、あるいは一昨年来の三菱自動車による欠陥隠し、リコールの問題、また国の検査を民間の労力活用ということでもらっております指定整備で、ペーパー車検という、自動車をチェックしないまま事実上合格にするような悪質な事例というのが、実は急増しておりまして、こういったところにきめ細かく目を光らせるという監査、監視機能の強化ということを中心してやらなければならない。そのことを、私ども厳しく国会などでも求められておりまして、これから限られた人的資源をこういう方向に振り向けながら、何とか国民社会の期待に応えなければならないという課題に直面しているということ、御理解をいただければと思っております。

座長 それでは、委員の皆様から御意見、御質問を頂戴したいと思います。

委員 最後に参考資料で示されて、安全・安心な輸送サービスとか、自動車の安全確保、環境とか、それは確かに重要な問題でありますけれども、それと自動車登録とどうつながるのか。

最後に、そういうふうに入をシフトしていくことが重要だということは、今の話だと、自動車登録に入を置くよりも、むしろこういうところに入を置いた方がいいという発言ではないか。だとすれば、なんでこういう回答になるのだろうかという印象なんです。

国土交通省 まず、最初の部分が直接的なお答えでございますけれども、自動車

登録の業務の内容、性質、実態に照らしまして、やはり国の機関で国家公務員が適切に業務を遂行しなければならないというものだと思っております。思っておりますが、しかし片方で、こういう行政ニーズの顕在化、定員削減についての要請というのがありますから、可能な限り、今後とも登録の要員の業務の効率化という努力を続けていきますけれども、それを今、申し上げましたような、安全、安心の確保の方にシフトする努力を同時にやらなければいけないということでもありますから、両立させなければいけないということをお願いいたします。

委員 具体的にもっと出てこないか、今の登録業務に当たっている人たちがどれだけ効率的にやっているのか、どれだけシフトできるのかというのがないと、なかなか今のお話は漠然としているような感じがするんです。

国土交通省 どのくらい効率的にやっているかというお話でありますけれども、それはもう一度お手元の資料の4ページの下グラフをご覧くださいと思いますが、昭和50年代モータリゼーションがより急角度で進んでいるときに、当時1人当たり1万件程度の処理をしていたわけでありましてけれども、現在は、1人当たり2万3,000件程度の処理をしておりますし、実はここに書いていない数字で、下の囲みに書いておりますけれども、それ以外の非定型的な業務、あるいは昨年からはスタートした新しい業務を、年間三百数十万件程度あるわけでありまして。

そういう意味で、行政の中では最も先駆けて電子化をやり、新しいOCRシートを活用し、更に今度ワンストップサービスというシステムを構築するというところで、国がやらなければならない仕事ではありますけれども、それをいかに効率化していくかという努力を続けてきておりますし、これは私どもは引き続きやっていかなければならないと思っております。

それから、関連がありますので御説明申し上げますが、新しい定員削減計画の中で、地方運輸局の定員の削減というのは、当然、することになっております。18年度以降の4年間で、地方運輸局の432人を新しい定員削減計画の中で削減する予定になっております。18年度は、既に削減計画は確定しておりますけれども、地方運輸局全体で108人、登録関係で42人が108人の内数として定員削減をすることになっております。

したがって、今後、432マイナス108の324名を残りの3年間で定員削減いたしますけれども、その中にはいろいろな工夫をしながら削減できる優先度の高いところからそれに充てていきますけれども、かなりの部分、登録関係も充てざるを得ないと考えておまして、どこをどのように効率化しながらこの900人を更に減らし、しかし業務の質を落とさないようにやっていくかという、我々はその具体的な宿題を負っていると思っております、その中で目いっぱい努力はしたいと思っております。

かつ、そういう努力の片方で、先ほど申し上げました監査・監視体制の拡充とい

うところに、どうやってその資源を振り向けることができるのかというのは、行政管理当局との御相談の中でありませけれども、我々としてはそういう努力をしなければいけないということでございます。

委員 昨年暮れに、閣議決定で今お話し of 自動車登録関係の事務について、かなりの方向性を持って独法化の検討ということが閣議決定されているわけです。しかも、ここは車検独法というものも、非常に類似した業務を行っているところも独法でやっているわけですし、今日、私は独法化のお話があるのではないかと考えて来たのだけれども、何も変わらないというか、具体的な定員の削減の話もなければ、何もないので、ちょっと驚いているんです。そこら辺は、なぜ今まで何も検討も、検討されたかどうかということとか、なぜそういう選択を今日、お話いただけなかったかということについて、虚心坦懐にお話いただけますでしょうか。

国土交通省 まず事実関係を申し上げておかなければいけないと思いますが、昨年末に独法化の方向が決まったというのは、私は、事実の認識として正確ではないと考えております。昨年、いろいろな議論がありましたけれども、昨年末に決まったのは、特別会計の改革という議論の中で、現在の自動車検査登録特別会計と、自動車損害賠償保障事業特別会計という特別会計を統合するということが決まったわけでありまして、その過程で、実は独立行政法人化であるとか、あるいは民間委託の可能性についても議論がされましたが、しかし少なくとも、現在の基本的な枠組みで業務を行うことが適当であるという判断で統合が決まって、20年度までに統合するとなっております。

委員 そのときに、独法化とか可能な限り民営化ということを含めて、そして自賠責と特会の統合を提示したはずですが、ですから、閣議決定をもう一回見せていただいて。

座長 そこをはっきりしてください。

委員 閣議決定である「行政改革の重要方針」の特別会計改革の12番のところ、「自賠責特会及び車検登録特会については、20年度に統合し、無駄の排除を行うものとする。その後、業務の性質に応じて一般会計への統合や独立行政法人化を検討する」とあります。

20年度に統合した後、独法化を検討すると読めるような文章なんだけれども、今、私どもは17年度～22年度までの5年間のことをやっているもので、当然、我々は22年度まで視野に入れているわけですし、あなたは政府の中にいて、この閣議決定をそういうふうになっていないと言われたのは、ちょっと驚きなんですけれどもね。

国土交通省 私ども、まず、当然効率化をしていくというのは、閣議決定があるかどうかに関わらず、当然のことだと思っております。それはずっとやっているんです。登録の業務に限らず、あらゆるものの効率化を図っておりますし、それを

進める枠組みとして、定員削減の計画、その他があるわけでありまして。それをやりながら、まず特別会計を統合するということが決まった。

それから、その後ということは、それが22年度までなのかどうかはわかりませんが、1つの中長期的な課題としてあることは、もちろん否定いたしませんけれども、今のところ、昨年からの…。

委員 20年度までに統合でその後なんですから。5年間を我々は視野に入れて議論をしているのだから、当然、入るのではないですか。

国土交通省 いや、それはその期間の中に入らないとは申し上げませんが、私どもは昨年の秋にいろいろ検討した中では、独立行政法人化あるいは民間化というのは、適当ではないということも申し上げながら、こういう閣議決定になっておりますから、課題としてはありますけれども、今、そういうことが適当であるとは考えていないということでもあります。

委員 これは、どう見たって20年度までに統合して、その後独法化ということなんです。もう特会の改革のときから独法化なり、民営化ということも散々議論してきたんですね。にもかかわらず、何も御検討いただけず今日はこういう話を聞いているということは、わからないんです。

国土交通省 検討をしていないということではなくて、冒頭申し上げましたように、独立行政法人化でいいのかどうか、あるいは民間に任せられるのかどうかという検討は、昨年の秋からやっておりますが、私どもの判断としては、そういうものになじまないと考えているということでございます。

座長 閣議決定の重みについては、どう理解なされているのですか。

国土交通省 閣議決定の重みは、もちろん極めて重いものだと思っております。

座長 内閣は行政府の最高決定機関ですから、そう思いますけれどもね。どういうふうにかんがえたらいいのだろうか。

委員 今、なじまないと言われましたが、どういうふうになじまないのかというのが、もうひとつ私どもにはわからないんです。

国土交通省 それは、先ほど私どもが資料の1ページ目、2ページ目で御説明したところでありましてけれども、登録の業務のうちの行政登録の部分というのは、一定の目的に照らして、車両は登録を受けなければ運行の用に供してはならないということになっておりますから、ここの判断そのものが、国民の権利をまさに直接的に制限をするような行政判断でありますので、これは国の機関として責任を持ってやる必要があると思っております。

委員 私には、それはどうしても国家公務員でやらなければならないというふうには理解できなかったものですから、どうしても定型的ではなく公務員でないと判断できないというように厳密にお考えですか。

国土交通省 登録は、法律上、登録の基準というのが道路運送車両法上定められ

ておりますけれども、自動車の所有権があるということをきちんと確認をするということとか、虚偽の申請ではないということを確認するということとか、一定の要件を確認した上で、最終的に登録していいかどうかは判断するということでもありますので、当然、その過程でいろいろなケースがありますから、必要な裁量をして結論を出すということです。

座長 いいですか。私たち有識者会議は、閣議決定に従って、その方針に従って作業を進めていっているわけです。ところが、閣議決定は、あれは意味ないんだとまでは言っていないけれども、そうではなくて私たちはやるんだということですか。

閣議決定に従っていただけるのですか。

国土交通省 閣議決定は、20年度までに特別会計の統合を行って、その後、検討するということから、検討するということ自体について否定はしておりませんが、私どもは今までの検討結果としては、国の機関が効率化の努力を引き続きやりながらではありますけれども、自ら実施をすることが適当であると考えているということをお願いしたということでもあります。

委員 やはり閣議決定に従うか従わないかというのは、水掛け論になってしまうので、閣議決定の文章の有権的な解釈をしなければいけないわけです。その解釈は何なんですか。今、ここで言われていることと、我々が認識していることとはかなり違いがあるので、一度それを解釈としてきちんとしてやらないと、このままだとお互いに時間が無駄になると思います。

委員 5年間で公務員の定員の5%削減ということを行っているんでしょう。

事務局 いずれにしても、閣議決定では独立行政法人化を検討するものとするということになっているので、そういうことで国土交通大臣がサインをされているわけですから、その決定に対して、国土交通省当局としてそもそもなじまないという公式の説明をするということは、果たしてどうなのかということなんです。

ですから、それでいいのかどうか持ち帰って来てくれないと、せっかくこの有識者会議で御議論いただいている前提が違いますから。

国土交通省 この閣議決定は、その後、業務の性質に応じ検討するようになっておりまして、業務の性質に照らすと独立行政法人化や、一般会計の統合というのは特別会計の話ですから、業務の問題としては、業務の性質に応じ、独立行政法人化を検討するという課題について、私どもは業務の性質に応ずると、この登録業務について独立行政法人化というのはいかがなものかという私どもの判断を申し上げているということでありまして、決して閣議決定自体を否定しているわけでもないし、国土交通省当局の考えはどうかということですから、私どもは業務の性質に応じて独立行政法人化というのはいかがなものかという判断を申し上げているということでもあります。

委員 やはり、文章の解釈の問題になってしまうので、これは明確にしないと。

座長 私の解釈では、どうも閣議決定に関して、閣議決定は明確にそちらの方向づけをしているわけです。その方向付けは、間違いだとは言わないけれども、違うんですよということで話が出てきている。

事務局 国土交通省として、こういう閣議の検討方針があるのに対して、今の段階でなじまないという公式の決定をしているのかどうか、そこを聞いているわけです。個人の考えではなく、公式に説明してもらっているのだから。

国土交通省 もちろんです。別に個人ということではなくて、ここで自動車損害賠償保障特別会計と検査登録特別会計について議論をしていますから、この会計でやっている業務は、別に自動車の登録に限らず、非常に広範な業務をやっているんです。先ほどちょっと御説明しましたような、自動車の安全、環境の話、大きな表の右下にちょっと書いておりますけれども、自動車の被害者救済、事故防止といった、非常に大きな業務をやっているものについて、統合した後で業務の性質に応じて検討しなさいとなっているわけです。私どもは、その大きな宿題をもらっている業務のうちの、今、自動車登録業務についてはどうかということをお問われていますから、自動車登録業務については、その業務の性質実態に照らして、私どもは独立行政法人でやることについては適当ではないと考えておりますと申し上げたわけでありまして、見解の違いはあるかもしれませんが、決して閣議決定に違反しているわけでもないし、検討していないということでもないということになります。

座長 検討した結果、閣議決定には沿えない。沿い難いということですか。

委員 その業務の一部に入っているのですから、それはそういう回答です。全体の中の一部でも登録は入っているわけですね。それで、そこはなじまないと今、回答されたわけですね。閣議決定がどう読むかは別としても、そこは独法化はなじまないという公式の回答ですということですね。

国土交通省 なぜそのことを書いてあるかということが重要なんですが、まず、特別会計の統合というのをきちんとやるということがはっきりした方針になっているんです。これはいろんな議論の中で、私どももそういう方向で判断をしております。今、どういう形の特別会計にするかという勉強を始めております。当然、特別会計という1つの法律改正をやるわけですから、財政当局も含めていろんな議論をしながら、立法府の最終判断を仰ぎますので、その過程でどういう財源に基づいてどういう業務をどの範囲でやる会計かというのが決まるわけでありまして、その後、業務の性質に応じて検討するとなっているわけで、まずは特別会計というものをその検討のプロセスで確定させるというのが、先だと思っております。

しかし、その前の段階で、今、自動車登録業務についてどう考えているかという御下問でありますから、私どもとしては、独立行政法人化というものになじまない

業務だと思っておりますということを申し上げているわけでありませう。

委員 ですから、それが間違っているとかという意味ではないんです。ただ、今、ここで同じ土俵の中で共有できない部分があるんです。

委員 ですから、おっしゃっていることはこうでしょう。20年に特会を統合してから、定員削減について議論しますということですか。

国土交通省 そうではなくて、定員削減自体は、先ほど申し上げましたように、もう待たなして定員削減計画でやっているわけです。18年度は、登録業務については42人もやるんです。ですから、900人から更に減るわけです。18年度に858人になるんです。19年度以降も、運輸局で300何十人やらなければなりませんから、決めていませんけれども、その中には登録関係の業務をある程度含めないと、それはできないんです。ですから、そういう形で登録業務の効率化は図っていきます。

それから、今、定量的にお答えはできませんけれども、OSSというのをわざわざ行政機関の中で最も先駆けて、警察とか自治体とか民間の関係者の協力も得て、多額の国費を使いながらシステムを構築して、それを普及しようということをやっているわけですから、そういうものが私どもの期待どおりに普及すれば、それによって削減できるものも当然ありますので、そういうものを使いながら定員合理化計画はきちんとやっていきたいと。

更に、それを上回る効率化の可能性があれば、私どもはもっとよりやらなければならないと思っているところに、限られた資源を回したいと申し上げているわけがあります。

委員 確認なんですけれども、先ほどからお話を聞かせていただいていると、その後というところがすごく引っかかってきて、今の定員削減というのは同時並行的にやられているというのは、そのとおりだと思うんです。

最初の議論のところの問題というのは、独法化という話が出てきていて、その独法化については特別会計云々のこの新しい形ができます。その新しい形の中で、その後検討するというのが全体としての話ですと。

ただ、自動車に関しては、今回、聞かれたので、自動車はその後検討するのだけれども、今の段階でも、その業務としては独法化にはなじまないと考えていますということですか。言ったんですね。結論を出したということですね。

事務局 国土交通省としてそういう結論を出したということですね。

国土交通省 今の段階でどう考えているかということですから、私どもはそうですと申し上げているわけです。

委員 結論を出してしまっているのですか。

座長 結論を出せるんですか。

委員 その後検討するということに、なぜ今結論を出せるのですか。

国土交通省 つまり、その後検討するわけですから、その後の時点でではどうかということ、また当然検討作業の中で問われると思いますから、それはその時点でまたその時点の判断を申し上げなければいけないと思いますけれども、今、自動車の登録業務について独立行政法人化ができますかと御下問されているわけですから、私どもは今の時点で、つまり特別会計の統合もまだ決まっていないこの時点でどうかと言われれば、それはどう考えてもできないと申し上げているわけでございます。

委員 ということは、統合が決まっていない段階ではできないと回答をせざるを得ないということですか。

国土交通省 統合が決まった後、その後業務の性質に応じて検討するという方針はきちんとあるわけです。

委員 それはわかりますが、今のお答えの中であった言葉を整理すると、特別会計ですが、統合がまだはっきりしていないので、今の段階ではこの問題については独法化はできないということですか。

国土交通省 そういうことではなくて、統合後に、その後、業務の性質に応じて検討するという方針があるわけです。そうしますと、20年度に統合するという宿題を、まず政府としてはこなし、その後、独立行政法人化とか一般会計化という検討が、まだ宿題に残っています。そうすると、その宿題をこなすために、また検討が始まりますから。

委員 私の言っていることと何が違うんですか。

国土交通省 その時点で、また検討の場でどういうふうに考えますかということについて、国土交通省は判断をしなければいけません、今はどう考えているかということをお場で問われていますから、私どもは今、考える限りにおいては、独立行政法人化は適当ではない。

委員 もうやめますけれども、特別会計のことについてきちんと結論が出て、その後このことについてはもう一度検討しますと。ですから、今はそれがはっきりしていないので、今の現段階で言うと、この機能については独法化はできないと答えますということでもいいんですね。

国土交通省 現段階の私どもの結論は、そういうことでございます。

委員 結局、特別会計統合する云々が、独法化の前提となるかどうかということなんです。ですから、その業務について、やはり企画立案ではなしに、実施に近いところであり、しかも先行的に軽自動車についてはやっているわけです。そういうものについて、やはり今の登録業務について、業務をいろいろブレークダウンしていくと、この部分は民間に任せられるとか、この部分は独法化できるとかということは、当然、特会を統合する云々関係なしに、あるいは一般会計に吸収するとかということも関係なしに検討をされてしかるべきものなんです。それを、今からもう、

今の段階ではないとか言うのは、いかにもひどいのではないですか。

ですから、我々はもう閣議決定でああいうふうに出ているから、きちんと答えは出てくるんだと。これできません、あれできませんの話ではしょうがないんです。

国土交通省 閣議決定はおっしゃるような方針としてありますから、それにのっとっているんな検討はしなければいけません、今、どうかということであれば、今までの検討結果として、私どもは適当でないと申し上げているわけでありまして。

座長 閣議決定はそうされたけれども、それを検討した結果、適切ではないということに理解していいんですか。

国土交通省 閣議決定で、その後検討すると言っている部分について、その後はもう検討しなくていい、今、答えを出してしまうんだと申し上げているつもりはないので、その後も閣議決定に基づいて検討はされると思いますが、今、そういう話とは別に、委員がおっしゃったとおり、そもそもこの業務についてどうなのかということについては、適当ではないと。

事務局 ですから、独法化の検討は御報告にはないのですから、検討されているなら、その検討の結果なり、内容を再度出していただく。

座長 検討をしていただいて、言うべき論点を整理して、事務局に報告をしていただけますか。

国土交通省 独立行政法人化についての見解ということですか。

座長 そうです。

国土交通省 わかりました。

それから、一言。今、委員から、軽自動車で行っているというお話がありましたけれども、軽自動車は、そもそも登録を受けなければ、運行の用に供してはいけないという法律上の規制もありませんし、所有権の公証という法律上の効果も制度上ありません。

これは、それでいいのかという議論は逆にあるんです。商取引の現場で、いまや昔の軽自動車と違って、かなり規格も大きくなっているから、登録自動車と同じような扱いをしてもらった方がいいというニーズはあるんですが、これは今までそれでスタートしてきて、国の要員とか業務が限られている中で、2,000数百万台の軽自動車まで拡大ができないので、現場でいろいろやりくりしながら対応していると。しかし、完璧に対応できていないという実態がありますから、そもそも話として違うと思っております。

座長 このまま会議をしていても、どうもすれ違いの論議になってしまうので、先ほど言ったように、独立行政法人化のこと、それに対する意見等々について論点を整理して、事務局に御報告をお願いしたいと思います。

そして、その報告書をメンバーの中で検討をさせていただいて、その結果でもう一遍来ていただいてお話をするかどうかということについて、御連絡を申し上げます。

と思います。よろしくお願いします。

委員 そのとき、ほかのところには全部それを聞いているわけですから、削減計画を提示してください。

座長 よろしいですか。削減計画も併せてお願いします。削減は方針ですから、これも当然ですね。

国土交通省 自動車登録業務についての今後の削減計画ということですか。

座長 はい。よろしくお願いします。

(国土交通省自動車登録関係者退室)

(休憩)

(国土交通省気象庁関係者入室)

座長 それでは気象庁関係について検討結果を、国土交通省から御説明いただき、その後質疑応答を行います。

恐れ入りますけれども、説明時間は10分以内ということをお願いをしたいと思います。見直しの結果、どのような根拠に基づいて最低何人の定員が必要なのか、現状から見て何人の削減が可能なのかについて、ポイントを説明願います。

それでは、よろしくお願いします。

気象庁 早速ですけれども、お手元の資料3に基づきまして御説明をさせていただきます。

実は4点ほど御指摘をいただいているところでございますが、その説明に入る前に、まず4ページの図によりまして、気象庁の業務の概要、または特徴について、御承知だとは思いますが、簡単に御紹介をさせていただきます。

私どもは大きく2つの業務がございまして、1つは左側でございまして、大気のままざまな現象を観測し、解析をして、台風や豪雨また天気予報、更には航空機の安全運航のための情報提供をいたしております。観測には気象衛星やレーダー、アメダス観測網などを用いております。

このような観測の成果や解析の手法を活用して、中ほどの地球環境問題や異常気象についての情報の提供も行っているところでございます。

もう一つは、右側ですけれども、地震・津波・火山に関する情報の提供でございます。地震については、全国の地震計や震度計で常時監視をし、発生した場合には震度や震源、地震の大きさ、また津波についての警報などを提供いたしております。

東海地震につきましては、一番右でありますけれども、地震を予知した場合に、気象庁長官が法律に基づき、直接総理にその旨を報告し、警戒宣言が発令されるということになっております。

火山については、三宅島などの多くの火山について、噴火の状況や可能性の情報を提供いたしているところでございます。

また、この図には載せておりませんが、緊急地震速報とあって、地震の大

きな揺れがくる10秒や、あるいは20秒前にこれを知らせる取組も実験中でございます。このような防災のための新たな取組につきましては、資料の後ろ、16ページ以降の参考資料にも一部載せておりますけれども、豪雨や土砂災害、台風などにつきましても進められており、精度の高い情報をできるだけ早く、また地域に即して提供すべく努力をしているところでございます。

真ん中の欄に戻りますけれども、大気や津波というのは国境はございませんし、地球規模で動くものでございます。気象業務はそのために各国の連携、協力の下に営まれております。世界気象機関条約の下、各国政府がその責任で観測をし、情報を交換しております。例えば、私どもは中国の気象局からの情報ももらっておりますし、気象衛星「ひまわり」の画像は、アジアをはじめ各国の気象機関に無料で配信をいたしております。

また、我が国は世界の枠組みの中で、アジアの気象センターの役割を担っております。台風や津波などの情報を各国にも提供いたしておりますが、多くの国から感謝をされる、目に見える形での国際協力ということになっております。また、このような政府間の協力体制の下で、「ひまわり」の打ち上げが失敗したときに、アメリカ政府から気象衛星を借りてこられたということでございます。

図の一番下でございますけれども、このような業務の中で地震や台風、豪雨などの自然災害が発生をし、または発生をするおそれがあるということを予測した場合には、報道機関を通じて直接国民に警報や注意報などの形で伝達をし、また国、地方自治体等の防災機関と協力をして危機管理に当たっております。

これらの業務を遂行するために、気象庁では24時間体制で刻々と変化する自然現象を観測・監視・予測をしておりますが、具体的な業務の流れを、次の5ページ目で御説明いたします。

図の左側でございますけれども、平常時は私ども天気予報を1日3回ほど出しております。その中で気象状況が悪化した場合には、大雨警報や、あるいは台風に関する情報を提供いたしております。

また右側にありますように、観測・監視・予測は同じチームの者が連携して担当をいたしております。このうち観測については、百葉箱の温度計を見に行っているということではございませんで、機械化しているシステムを運用し、また収集した資料をチェックしているということでございます。

業務の概要と特徴については、以上でございますけれども、これらの業務につきましては、円滑に、また効率的に進める必要があるということだと思っております。

そこで、御指摘の点についてでございます。

1ページ目に戻っていただきまして、まず非公務員型の独立行政法人に移行することについてでございます。ただ今気象庁は防災気象情報を提供していると御紹介をいたしましたが、中ほどの にございますように、我が国は世界各国の中でも自

然災害が特に多く、国土の面積は世界の0.25%程度にすぎませんが、災害による被害額は世界の15%にも上ります。

また、後ろの参考資料にもありますように、温暖化などを背景に、台風や豪雨の増加なども心配をされております。これに対し、ダムなどの施設整備も進めてきておりますけれども、近年はページの一番下に書いてありますように、情報提供などソフト面の充実が求められております。

次の2ページ目の上ですけれども、台風や豪雨、地震、津波、火山などの防災気象情報については、一般の方にとって生命・財産を守る基本となる情報でございます。特に近年高齢の方が逃げ遅れることが目立ってきておりますので、警報が出た段階で移動に制約のある方には、早目に避難してもらう方針が市町村に広まりつつあります。

また、防災気象情報は、内閣や自治体による危機管理のための重要な情報となっております。阪神・淡路大震災の反省から、内閣の危機管理機能の強化が行われてございますが、初動を担当する関係省庁の局長クラスの緊急参集チームが設けられております。内閣府危機管理監の下に、防衛庁の運用局長とか、警察庁の警備局長、内閣府の防災担当の政策統括官、あと私でございますが気象庁の次長などがこの官邸のオペレーションルームに参集するというようになっております。これまでも数十回にわたって招集がかかっておりますけれども、実際の危機管理の案件は地震、火山、台風などの自然災害についての対応がほとんどでございます。気象庁は内閣の危機管理の重要な要員として、これに参画をいたしております。実は、私どもは危機管理のバッジをいただいております。何かあったときには、官邸にこれで飛び込むというようなことになっております。

そういうことでありますので、防災気象情報の提供というものは、国民の安全の確保に直接関わる情報でもございますし、気象庁はさまざまな法律によりまして、関係の防災機関とともに危機管理の対応をとることになっておりますので、国の機関として活動し、また国の責任でこれらの情報を提供すべきものと考えております。

また、ページの中ほどでございますけれども、防災情報の提供は、先ほど御説明いたしましたように、国民生活や経済活動の基盤の1つである天気予報の業務と一連のものでございますし、また観測・監視・予測は一体の業務として同一のチームにより行われておりますので、その一部分を分離、独立ということは困難だと考えております。

更にその下の ように、気象業務はその性質上、条約に基づき各国政府が実施をしており、その調整のための国際会議にも私どもは年に200回ほど参加をいたしております。

次の3ページですが、平成9年の行革会議の報告では、気象庁は国の機関として明記をされておりますが、その際の指摘事項についても法律改正などを行って、い

ずれも措置が済んでいるところでございます。

6ページでございますけれども、先進国の気象機関の例でございます。国の機関がいずれも行ってありますが、欄の右の方、アメリカですけれども、昨年カトリーナが大きな災害をもたらしております。気象当局はハリケーンの情報適切に提供しておりまして、アメリカではますます気象業務の重要性が高まっていると聞いております。予算等も相当増加をしているようでございます。

一方で、アメリカのカトリーナの災害が生じたということでございますが、危機管理を行うFEMA、連邦緊急事態管理庁の組織が弱体化していたということが問題になっているようでございます。

次に8ページ以降で、定員純減に向けて幾つか御提言、御指摘をいただいたことについての私どもの検討結果でございます。

まず民間の観測データを活用し、気象庁の観測を見直したらどうかということでございます。これについては、下の方の2で書いてありますように、民間の気象予報会社は最大手の会社を含めて、予報のための観測はほとんど行っておりません。民間の会社は、私どもの観測データや解析資料、予報資料などを参考に予報などを提供しているということだと承知をいたしております。

次の10ページ目でございますけれども、機械化・自動化による観測体制の見直しということでございます。これも1で書いてありますように、昭和49年のアメダス導入を皮切りに、機械化・自動化を進め600名を超える要員の削減を既に実施してきております。

測候所については、平成8年から自動化システムの整備や近隣地方気象台の機能の強化などを図りつつ、無人化と組織の廃止を進めております。これまで50か所廃止をいたしてきておりますが、今後も着実に実施をすることとしております。

次に11ページの民間委託、特に機器の保守・点検についてでございます。1にありますように、アメダスの保守・点検には要員を張り付けておりません。全国1,300か所ございますけれども、47都道府県で割れば、1つの地方気象台では27か所担当するだけでございまして、年1回、1時間弱の点検でございますので、防災業務担当者が行うアメダスの観測環境の調査の一環として、短時間でこなしているというのが実情でございます。

民間委託等につきましては、2に書いてありますように、運転や守衛、電源管理などについては、既に委託を全面的にいたしておりますが、気象に関する専門性が必要であるものについても、高度な判断が必要でないもの、例えば飛行場においてどこまで見通せるかという人の目による観測については、事前に1週間程度の研修を受けていただき、その後も定期的に研修を受けていただくということを条件に、委託をしているということでございます。

次の12ページでございますが、そこで定員の大幅な縮減に向けての取組と、今

後の見直しの方向についてでございます。これまで御説明をいたしましたように、機械化・自動化や民間委託によりまして、毎年要員の削減を進めておりますが、今後ともその効率化には努めることといたしております。

次のページですが、定員の推移を棒グラフで載せております。ピークから1割以上減っておりますが、数字は振っておりませんが、特に一番右の18年度は相当減っております。11次の定員合理化計画で、私どもは474名の合理化が求められておまして、18年度はそのうち119名の削減を実施いたしております。

土砂災害警戒情報の充実などのために、38名の増員が18年度認められておりますが、差し引きでは81名の純減ということで、その結果でございます。割合でいえば、1年間で1.36%の純減ということになります。気象庁としては、このように定員の純減が進んでいるわけでございますが、その中でも業務の重点化を進めております。

お手元には全体の推移だけをお出ししておりますけれども、例えば平成9年～平成18年度の10年間を見ても、防災気象情報などの安全・安心のための情報提供に関わる要員は相当に増員をいたしております。現在、全体の4分の3程度の要員ということになっております。

また、地球環境問題への対応や異常気象の分析、調査、そういう要因も新たな行政ニーズに対応しつつ、ほぼ横ばいの要員となっております。

一方、いわゆる総務部門、人事、会計、総務、広報などについては、配置の見直しによりまして、1割を超える減少、また測候所などの地域気象観測業務につきましては、10年間で4割以上削減をした結果、現在では約400名ということになっております。全体としては純減でございますけれども、増員の要素もございまして、そのような中でメリハリのある要員配置を進めてきたということでございます。

そこで今後の取組ですけれども、前の12ページの2にありますように、国民の安全・安心のための気象情報の充実、改善のための要員については、しっかりと確保し、あるいは増員をしながら、一方で機械化や自動化などによりまして、業務運営の効率化に取り組むことといたしております。今後も測候所の無人化などにつきましては、着実に進めてまいりたいと考えております。

今後ともメリハリをつけた要員体制を目指しておりますが、18年度の結果、単年度で1.36%の純減という結果から押せば、5年間では5%を大きく超える純減になるものと見込んでおります。私からの説明は以上でございます。

座長 それでは、委員の皆様から御意見、御質問を頂戴したいと思います。

委員 今、座長の方から具体的な数字を出していただきたいということで、今回いろいろな御説明をいただきましたけれども、具体的に今回どういうふうに業務の見直しを検討されているのかということについて、より具体的なお話を伺いたいです。

気象庁 私ども 11 次の定員合理化計画で、実は 474 名の要員削減を求められているわけですが、これについては積み上げがあるわけではございません。毎年毎年の業務の見直しの中で効率化をしていくということでございます。

ただ、今までの取組で御説明をいたしますと、業務の機械化や自動化、例えばシステムについてシステムの集中、効率化とか、そういうことで要員の合理化を相当に進める必要があるということと、業務の廃止的なこと、測候所の廃止、そういうことで相当の人数を出していく、純減をしていくということが必要ではないかと思っております。

まだ、具体的にこの分野でこれだけということをお話しできないのが、少々申し訳なく思っておりますが、そういう定員合理化については、毎年毎年の業務の見直しの中で、相当の人数を出していきたいと思っておりますのでございます。

委員 定員合理化計画と別途、更に踏み込んでより今回業務の全般を見直して、例えば独立行政法人に移行するとか、または一部研究所の部門をもう少し見直すとか、そういった一段踏み込んだ見直しは行っていただけないんですか。

気象庁 私どもも業務運営について相当効率化をしなければいけないと思っておりますし、公務員全体の 5 % を超える純減ということでございますので、これについて私どももしっかりと対応していきたいと思っておりますのでございます。

そういう中で先ほどお話ししましたように、18 年度では 1.36% の純減ということでございますので、5 年をかければ相当の純減になるわけですが、私ども一部では増員を求めなければいけないような分野がございます。これは相当大きな分野の中で増員をしていく必要がある分野がありますので、そういう増員をしながら、一方でシステムの効率的な運営とか、そういうことで減員をし、また測候所の廃止ということで相当の減員を出していったら、差し引きでもかなり大きな規模の減員になるものだと見込んでいるということでございます。

座長 委員の御意見の中で、研究部門の独法化みたいなお話が確かあったと思うんですけども、それについてはいかがですか。

気象庁 私ども気象研究所という研究所を持っております。200 名弱の要員体制でございます。ただ、この研究所は通常のいわゆる独法化されている研究機関と違って、私どもの気象業務の充実強化を行うための実用化研究をしております。

一般的に基礎研究とかそういうことではなくて、私どもの台風の進路予報の精度を上げる、あるいは東海地震の予知の精度を上げる、または東海地震がどこで起こるかという地域の精度を上げるとか、そういう実用化のための研究を行っていただいております。研究所の活動については、研究所からこういう研究をしたいというようなことが毎年毎年上がってきて、それに対して私どもの気象業務に役立つか役立つかないかという観点から、これはこういうことでやってくれというようなことを

指図して、研究をしているわけでございます。

実際の研究成果も、そういう形で私どもの業務に使っているだけではなくて、例えば数値予報について研究所で研究をしていた研究官が、数値予報の担当課の課長にそのまま持ち上がったたり、また現在東海地震の予知を担当している課長の直前のポストは、研究所で東海地震が起こるエリアの見直しとか、メカニズムの研究をしていたものが、そのまま担当の課長、要するに行政という立場での業務を行うというようなことで、研究所の研究活動の内容、またそういう人事のやりとりをしながら、気象業務の充実、高度化のためのいわゆる実用化研究を研究所で行っていただいているということでございます。

気象庁そのものも、ある意味では自然を相手に科学技術をもって予測をしていくということでございますので、そういう部分について、他の研究とは違う、私どもと一体となって運営が行われているということについて、御理解をいただければと思います。

委員 気象というのは、大学にもいろいろな研究者もいらっしゃいますし、また実用化を考える場合には、いろいろな企業との連携、または新しい技術革新を取り入れていったり、そういった新しい研究をしていこうとすれば、やはり独立行政法人という形で、幾つも今まで国の研究機関が独立行政法人になって、より自由度を増やすことによって成果を上げるという方向に転換してきていますから、是非そういう観点からもう一度検討していただきたいと思います。

気象庁 そうですね。検討させていただきますが、先ほど御説明しましたように、ほかの例えば大学であれば、研究した成果は広く一般にお使いいただく。そういう前提で研究をするということだと思っております。

ただ、私どもの気象研究所が研究しているのは、広く一般にお使いをいただくのではなくて、例えば非静力学モデルの開発は、数値予報に導入して、集中豪雨の予測精度を向上させる研究。また、東海地震発生 の推定精度向上の研究は、先ほどいいましたように地震の震源域の見直し等に役立てるための研究。また、火山活動の解析手法の高度化に関する研究は、各火山センターにおける火山監視活動、解析業務の改善のための研究ですので、広く一般に御利用いただくという意味での研究ではなくて、私どもの業務のための実用化研究をしてもらっているということについては、重ねて御理解をいただきたいと思っております。

委員 今の独法に関係するんですけれども、国がやるというのは基本的にはやはり公平性とか中立性とか、まずそういうキーワードが必ずあると思います。そのときに気象庁が非常に重要な役割をされているということは、よくわかるんです。観測をしたり、あるいは情報を作成したり、発表するというのは、公平、中立でなければいけないのは、もともと研究というのはそういうものですから、今の4ページの図、作成していただいた業務の流れを見ても、観測をして、そういう情報を作成

して発表するとか、あるいは地震とか火山の情報の作成とか発表、国際協力も当然独法でもできているところが多いので、もともと気象庁の業務というのは、企画立案の部分は多分あると思うんですが、ほとんどのところが独法できるのではないかと。

つまり、もともとこういうものは客観的なものですから、公平、中立というイメージとはちょっと違って、独法で十分できるのではないかなと私も思っておりまして、研究所だけではなくて、もっと根本的に企画立案の部分がどこなのか、私は業務の全体はわかりませんが、気象庁で残すものと、独法に分けるものと、もっと大胆にやることができるのではないかという気がしてならないので、研究所の検討もさることながら、今、全体の検討もしていただいているんですか。今どういうふうになっているんですか。

気象庁 私どもの中にも、もちろん企画立案部門はあるわけなんですけれども、気象庁全体として防災業務、危機管理業務を行っているということでございます。危機管理業務、防災業務というのは、政策の企画立案ではありませんけれども、やはり災害等の際に、どうしても国としての責任でもって実施をしていく業務ではないかと思っております。

世界各国でもこういうような防災業務については国がやっておりますし、また気象庁以外にも、我が国の防災の実施業務については、国としてしっかりとした形で行っていると理解をいたしております。

委員 防災とかそういうものについて国が責任を持っていただくというのは、本来にそのとおりだと思うんですが、いわゆる各論の世界で、例えば観測だとか情報を作成したり、発表したりするということについては、民間に任せたらできるかどうかわかりませんが、何も国が直接やらなくても、独立行政法人という組織で十分に可能なような気がします。その辺はどうですか。

気象庁 観測して予測をするということは、どのような形で災害が起こるのかと。災害の起こり方も実にさまざまでございます。土砂災害になるのか、洪水になるのか、強風になるのか、台風1つについても、その影響は実はさまざまでございますし、またそれぞれの地域によって受け方もさまざまでございます。

どのような気象災害が起こるのかということについては、私ども本庁としては国全体を見ておりますが、全体の大気の流れを示す中で、各地の地方气象台で、その県においてはどのような災害が起こるのかということ、観測の中で予測をしていくわけでございます。これは簡単なことではなくて、技術的にその地域の気象特性、または災害の特性を踏まえて、どのような対応が必要かというようなことを判断していくわけで、そういう判断の下に、都道府県の防災部局にこういう災害が起こるから、何時から何時まではこういう注意をしてください、何時から何時まではこういう注意をしてください、というような連絡をし、また一般の方には大雨警報が出ています、または土砂災害がどうも起こりそうですとか、そういう

情報の提供をいたしますので、地方気象台の観測、予測という業務そのものが防災業務、危機管理業務ではないかと思っております。

委員 予測について、要するに極めて高い専門性が要するというのはよくわかる。そうだと思います。ただ、それが国家公務員というのと、どのように結び付くかが、もう一つ今の御説明でも理解ができない。それは国家公務員として判断するのではなくて、プロとしての判断になるのではないか。つまり、地域でどういうことが起こって、これはどういうようになるんだということは、極めて高い専門性の問題であって、国家公務員という人の立場とどういう整合性を持つかが、もう一つよくわからない。最後におっしゃった県との交渉とか、そういったものはあるのかもわかりませんが、もう一度御説明いただけますか。

気象庁 防災につきまして、いろいろ情報を収集して、個別の地域においてどのような災害が起こりそうなのかということ判断するというのは、非常に専門的なことでございますけれども、それを基にして今お話ししましたように、都道府県との関係はいろいろ出てきます。

消防法、水防法、または災害対策基本法等々におきまして、気象官署は、例えば水防法では知事と協力をして特定河川について洪水警報を出しなさいとか、消防法では大火災が起こりそうなきには、そういう気象状況だということを知事に伝えなさいとか、または知事は何かそういうことで災害がある意味では起こりそうな場合に、気象官署にちゃんと届けなさいとか、通知しなさいとかという、それぞれやりとりをするような形にもなっております。

国においても、防災関係の機関と気象庁に自然災害が発生しそうな場合には、例えば協力して何をしなさいとか、またはそういう通知をしなさいというようなことが、かなり多くの法律でもって具体的に示されております。そういうことでありますので、国の立場でしっかりやっていきたいと。やっていく必要があるのではないかと考えています。

委員 研究業務についての委員の質問に対する回答ですけれども、先ほど気象庁の研究というのが、業務と一体化しているということで御説明をいただいたんですけれども、そもそも行政機関が設置している研究所というのは、ほとんどのところがそういう性格を持っているところなんです。ですから、産学官連携というときに、大学とは区別されてきたというのが現実問題で、地方自治体が持っているものもそうだと思います。ですから、先ほども説明されたことを理由にして独法化ができないというのは、説明にはならない。現実にはそういう特定目的の研究を行っている独法、あるいは研究機関というのも独法化されているわけですから、そこについては理由づけにならないということです。

一方で、大学の方が実質上独法化されたわけですが、その中で委託研究などは、一般に広く公開するということを前提としない研究をするわけですね。です

から、かなり性格が違ってきているので、先ほどの御説明での研究業務についての現状の正当化ということはちょっと難しいので、更に踏み込んだ御説明を教えてくださいたいと思います。

気象庁 いろんな研究所がございますので、その研究所が特定目的の研究をしていることもあると思いますが、研究成果については、広く使ってもらうようなこともかなり前提にしているようなことが、特定目的の業務ではあると思いますがけれども、研究成果を広く一般に使ってもらおうというようなこともあるのではないかと思います。

特に気象研究所については、私どもの業務のために研究をしてもらっていることとございますので、ある意味では、私どもの業務の一環として研究してもらっているということについて、御理解をいただきたいと思います。

委員 それは理解できないんです。私たちの業務のためにというけれども、行政機関が設置をした研究所のそれが本来の機能なんです。それがもし私たちのためにというところでないとするれば、本来行政機関の研究所を設置するための正当化される理由がそもそもなくなるんです。それをもっとオープンな形にしていくことで付加価値がつくことになるわけで、独法化をしているわけです。それなのに、御理解いただきたいというのでは、先ほどと同じ話なので、それならば結構です。

気象庁 失礼いたしました。私どもの気象研究所は、そういうことの業務をやっていることとございます。それが独法という観点からどうかということについては、検討させていただきたいと思います。

委員 資料の4ページに業務の流れの図があって、右の方の地震・津波・火山のところ、自治体とか他機関の震度計のデータを活用して解析の発表をしているということですが、そうすると地震・津波・火山については、気象庁が持っているデータだけではなくて、他の機関のデータも使ってやっているということでしょうか。

気象庁 特に震度の測定につきましては、気象庁としては、全国600か所に震度計を置いております。その600か所で、災害が発生するような大規模な地震については、十分に観測をし、またそういう情報の提供ができるだろうということで、600か所置いているわけなんですけれども、阪神・淡路大震災の反省で、実はもっときめ細かく震度情報をつかむ必要があるのではないかとということで、消防庁の方で各市町村と協力をして、また県と協力をして、ある意味では市町村ごとに震度計を置くということをしていただいております。私どもは、そういう形で各市町村ごとに置かれている震度計から情報をいただいて、それを瞬時に分析をし、発表に役立てているということとございます。

委員 そうすると、左側の台風・豪雨の情報についても、気象庁が独占的に観測するのではなくて、ほかの機関でデータをとっても使えるのではないかと感じます。

気象庁 もちろん観測していただければ、私どももいかようにでも使っていきたいと思っております。

地方自治体で河川の管理ということから、雨量計を設置しているところがございます。これは4,000か所ほどございますけれども、そういう情報については、私どものアメダスの観測網を補完するものとして活用させていただいております。

委員 そうすると、国が自ら実施すべきものであるという回答と、必ずしも一致しないのではないですか。

気象庁 私どもが天気予報、または防災気象情報を提供するために、アメダスを1,300か所に配置しているのは、全国をある意味では17キロメッシュの形で、気象状況がわかるように置いているわけでございます。そういう配置の考え方というのは、積乱雲群による豪雨を少なくともキャッチできるだろうということでの観測網を配置しているということで、これは国として、きちんと観測をしていきたいと思っております。

ただ、それを補完するものとして、河川管理者とか道路管理者の方が雨量計を設置しておりますので、それについては私どもも補完するデータとして活用させていただいているということでございます。

民間については、私どもの観測データを使って予報、予測をしていただいているということで、私どもは民間で観測してはならないとかということを行っているわけでは一切ございませんけれども、そういうのが現在の状況だということでございます。

委員 それでしたら、国が自ら実施するのではなくて、民間にもいろいろ開放しながらやってもいいという答えになるのではないかと思います。

気象庁 開放はしております。ただ、気象情報については、世界各国からいろいろな気象情報をもたらなければいけません。私どもも世界各国に提供しております。これはすべて無料で、気象情報のやりとりをいたしております。私どものデータについても、世界の気象情報の中に組み込まれているデータも結構もありますので、そういうような形で無償でやりとりをするということですので、基幹的な部分については、国としてきちんとデータの収集に当たっていく必要があるであろうということです。

ただ、私どもも民間の気象会社の方々には、いかようにでも観測をし、情報提供してくださいということで行っていますけれども、なかなか天気予報なり、防災気象情報に役立つような観測はございません。私どもは10分ごとに定時に風とか雨とかの情報をアメダスで収集しておりますけれども、そういうような形の情報の収集、観測は、民間ではほとんど行われていない。それどころか、例えば山小屋に温度計を置いて、山小屋の管理人の人からの朝夕何度ですというような報告で気象データを集めるというようなことも民間では行われておりますけれども、私どもと

して役立つような情報としては、まだそこまで民間の方では情報がないというのが現状だと思っています。

委員 先ほど機械化による測候所の無人化の話をお伺いまして、18年度は5か所だということで、過去も600人ほど効率化できたというお話があったんですけども、今後の計画について、今日の我々の会議の場所というのは、定員削減に向けた具体的なお話を伺う場所なんですけれども、方向としては、今後の取組としてお話を聞いたんですけども、測候所をすべて無人化するというぐらいの計画を立てて、それを具体化するとか、そういうのをお伺いできるのが一番だと思います。

私がちょっと懸念したのは、先ほど毎年毎年対応するというお話に非常に力点を置かれていたんですけども、当然これは国民にとって非常に大事なことです。中期的な目標を設定するとか、そういうことは大事なわけですし、その中にもやはり測候所の無人化による定員削減の具体化というものを明示的にお示しいただくのが、一番だと思うんですけども、いかがですか。

気象庁 毎年毎年の見直しの中でやっている、いわゆる業務の見直し、業務の効率化ということについては、毎年毎年どういう形で、ある意味では人が減らせるのかということです。2つの席を1つに合わせれば、もう少し働き度が上がるのではないとか、そういうある意味では細々したものを一生懸命積み上げているということですが、測候所につきましては、平成8年から毎年5か所のペースで無人化をしてきているわけですので。全体としては、50か所ということに既になっております。

測候所では、基本的には地上観測をしているわけですが、観測のみならず、人がおりますので、地域の方々に対する天気予報とか、防災情報の提供基地等にもなっております。そこでその廃止については、地域の方々の御理解を得るという努力も一方で必要でございますし、また実際に無人化をするということについては、関係の施設整備も必要になってきます。そういうことで、年に5か所程度ということでは着実に取り組んできているということでございます。また、その際には近隣の気象台の情報提供機能の強化なども併せて行っているわけでございます。

現在、46の測候所が残っております。これについても、できるだけ私どもは廃止をしていきたいと思っておりますが、これらの測候所については、立地している場所の気象特性とか、また一部測候所におけるその他の業務の兼ね合い、地上観測以外にも火山の観測とか、いろいろな観測を行っている測候所もございますので、そういう他の業務との兼ね合いから、この46か所すべてを無人化することは難しいと思っておりますが、かなりの部分は私どもで無人化をしていきたいと思っております。

それをはっきり打ち出して、どんどん進めたらいいのではないかとございまして、今お話ししましたような地元とのいろいろな関係も正直言って

ございます。また、これまである程度見通しのつくような測候所から手を付けてきたという部分もございまして、現在残っている測候所もどんどんペースを上げてということについては、なかなか難しい問題もございますけれども、私どももしっかりこれについては検討してまいりたいと思っております。

委員 測候所というのは、人里離れたところにあるようなイメージで私は考えているんですけれども、地元との調整というのは、どういうことを具体的に意味されているんですか。また、地元との調整といっても、ラジオもあれば、テレビもあれば、いろんな方法はあるわけですから、かつてとは違って、そこは理由にならないような気がいたします。毎年5か所だと、現在46か所なので、あと9年ということなんでしょうけれども、せっかくこれは5年間をめでにいろんなことをやろうとしているわけですので、5年で全部なくす。そうすると、測候所と航空測候所で併せて693人という方がおられて、その効率化、減量に大きく寄与できるのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

気象庁 航空測候所については、例えば伊丹の大阪空港の空港官署も私どもの航空測候所ですが、かなり大きな規模がありますので、空港の場合とここでいっている測候所とはかなり違うイメージだと思っておりますので、ちょっと分けていただいた方がいいと思います。

おっしゃったとおり、測候所については、私どももこれまでも無人化を進めてきておりますので、しっかりやっていかなければいけないと思っておりますのでございます。

山の中にあるというわけではありませんので、基本的には1つの県に气象台があって、残り46ですから、全部の県にあるわけではないですけれども、その地域、県の地方气象台のないところにあるということで、地元の市町村にはいろんな情報の提供という意味で、頼られている部分もございます。ただ、今までもこういう形で進めてきておりますので、これからもできるだけ前広に、また前倒しをして、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

委員 可能な限り具体的なお話を伺いたいのので、所信表明演説みたいなものをお聞きしても、国民は納得しないのではないですか。

気象庁 46か所を全部できるわけではございません。相当頑張っていきたいというお話をいたしておりますけれども、具体的にどこまでできるのかということについては、技術的な問題、また社会的な情報、例えば三宅島にも測候所があって、ガスなどを観測しておりますけれども、現時点においてさまざまな状況がありますので、何とも言えない部分があるんですが、私どもとしては、今までも5か所ずつやってきておりますけれども、5年間で例えば5か所だと $5 \times 5 = 25$ という形になりますが、それを上回る合理化は当然私どもも念頭に置いているということでございます。

委員 多少、ほかの先生方と重複するかもしれませんが、気象庁というのは、本当に国民にとっては非常になじみが深いし、ある部分親しみやすいお役所だと思います。そういう意味では、非常に国民との接点が身近なところなので、ここがどういうお仕事をされていくかということは、非常に重要なことで、私はむしろこういう、言ってみれば国家公務員としての仕事だからこれだけ親しみやすく、なじみが深くてということではないと思うんです。やはり、今、お話いただいたような、気象庁の持っている非常に優れた技術力だとか、情報の収集だとかといったものが、やはり気象庁というものに対する親しみやすさで、我々もまたその恩恵を預かっているのです。

そうだとしたら、やはり独法のような形の中で、より国民との接点をうまくやって、自由に人事交流もでき、しかもまた多彩な活動もできるという、言わば組織全体をそういう方向にしていくことも、またこの親しみやすい気象庁、または我々のつながりの深い接点が、よりできるようなことが考えられるのではないかと思います。ですから、全体として、そういう、つまり国家公務員でなければ命と安全、災風、災害、警報とかそうですね。ですけれども、命と安全と言っても、それは直接的なものとは違うと思うんです。例えば、警察とか何とかのほかの役所とは違うと思うんです。ですけれども、そういうことの中でそれだけを強調されると、また違うのではないかと思いますので、本当に国民との接点という部分で、国家公務員でなければだめなのかということころを、まだこれからのことも含めて聞きたい。

もう一つは、やはり技術というものはどんどん革新していきますから、民間への委託だとか業者だって、予報について言えば、本当に膨大な数でやっているわけですから、56業者まで今増えている。そういう多彩な展開がいっぱいできているわけです。ですから、それを是非、お聞きしたい。

繰り返しになるのは、実はこれまで座長を含めて、独法特殊法人等をやってきて、ここでヒアリングしたり、いろんなどころで考えた中で、研究所とか学校とかというものは、そもそも国家公務員という形でなくて、例えば農業などはみんなそうですね。農業研究所、農業大学校を廃止したり、独法になって非公務員型になったりして、それなりの機能を効率的に果たしているのだとすれば、この気象庁の研究部門という中で、やはりこれをもっと具体的に考えられるのではないかと思いますけれども、その辺は、今、お話を伺いましたけれども、私は、ほかのところよりもこの部分だけでも独法化、非公務員型の形にしていくという、目に見える努力の跡というか、削減を含めた見直しというものを示していただきたいと思えます。

気象庁 ありがとうございます。親しみやすいということについては、大変ありがたく思っております。天気予報などを提供しておりますので、毎日1回は気象庁、または地方では地方気象台の名前を聞いていただいているのではないかと考えて

おります。その部分については、私ども大事にしていきたいと思っておりますが、やはり防災情報ということについては、どう考えるかというのはなかなか難しい問題であるとは思いますが、やはりこれを1つ誤れば、大きな被害、人命についても大きな被害を及ぼすおそれがございます。

昨年、台風14号が九州を襲いまして、30名弱亡くなられて、物的な被害はもっともっと大きなわけでありまして、そういうものがもっと大きい形で日本を襲う可能性もないわけではありませぬので、私どもとしては、防災対応についてはしっかりやっていきたい。

今、お話をいただいた研究所については、先ほどもお話がありましたので、検討したいということでございます。

繰り返しになりますけれども、気象研究所がどのような業務をしているかということ踏まえて検討しなければいけないと思っております。研究所の研究課題については、気象庁の業務の改善とか、高度化に資することという目的の内容で研究をしてもらっているということで、行政ニーズに従った実用化研究をもらっているということについては、そういう業務の実際の内容については、御理解をいただきたいと思っておりますし、そういうことでありますので、先ほど言いましたように、気象研究所で地震を担当していた者が、そのまま本庁で地震担当になるということになっているということです。

委員 市町村などの現場でも、直接、例えば、集中豪雨が今、大変心配されるときに、例えば気象情報によって、注意報が出ましたら、第1次非常配備とか、いろんなような警戒体制へ入るわけです。

先ほどのお話の中に、いわゆる本庁でいろいろなデータを集めて、そして警報とかいろんなものを出されると聞き取ったんですけれども、まず、そこはそうなんです。

気象庁 いえ、地方ではそれぞれの地方気象台の責任で警報、注意報、天気予報も出しているということでございます。

委員 市町村などでも、当然、例えば気圧計、雨量計、風速計といろいろな機器を備えて、アメダスも含めたそういうものに基づいて、警戒態勢に入っているわけです。

そういうデータは、先ほど他の機関からデータを利用しているとおっしゃいましたけれども、実は市町村などのそういうデータを気象庁は使っていないのです。市町村などでは、局地的なものですので、あくまでも自分たちで基づいたデータによってそういうふうに行っているわけです。そうすると、先ほどおっしゃったように、ある面で他の機関のデータを利用しているということだったならば、そういうものを積極的に利用する。市町村には、持っているデータがあるわけです。そうすると、それはある面ではピンポイントの、より精度の高いそういうことができるわけです。

こういうことによって、地域の住民の安全、安心ができるということだったら、もっと積極的にそういうデータの活用をしていただかないと、自分のところのデータだけが正しいんだということになってしまったら、全国いろんなところで、民間も含めて、持っているデータというものは、それによって更に精度の高い一連の流れをやっていただく。

そして、最後にもう一つ。先ほど、委員もおっしゃいましたように、本当にこれは国家公務員がやらなければいけないかどうかというところへ、どうしても帰着しまうんです。

気象庁 地方自治体の各施設、実は4,000か所ほどもう既に使わせていただいております。市町村のデータについても、そういう意味では、使うべく検討させていただきたいと思います。

ただ、私どもは気象観測のデータを使うということについては、リアルタイムで情報が入ってくる体制が必要ですので、そういう部分で使えるものもあれば、使えないものもあるということで、使えるものについては積極的に私どもは使っていきたいと思っております。

委員 発想の問題というか、7ページなどを見ても、これだけ危ないところによく日本人は住んでいるなど、気象庁は大変だと思っておりますが、気象庁が持っているデータというのは、これだけ危ない国においては、ものすごい貴重品であって、重要なデータだと思っております。

私などが思うのは、それをただで使わせているというのは、物すごいもったいない感じがします。これだけの危ないところに住んでいたら、有用な情報にある程度対価を払うということは当然の話でありまして、そういう方向でやっていた方が、国際的には条約がありますから、外との接触部分はそうもいかないのですけれども、中ではそれをやった方が、気象庁が今、せっかくの大きな飛躍をする機会を与えられているのに、自ら拒否しているような感じがします。今まで役所だからこういうことでしたという、狭まってくる発想で、もうそういうのをやめて、人のため、人類のため、どうやって日本に安全をつくるのか、そのためにはどうしたらいいかと考えると、むしろ独法になってある程度自由にやった方が、収入も上がるし、よくなるようなイメージを受けるんですけれども、そのようなものではないですか。

気象庁 そういう考え方もあるのかもしれませんが、実は気象庁の情報で一番高く売れるのは、防災気象情報、例えば台風の進路、豪雨の状況、それと先ほど緊急地震速報の話をしていただきましたけれども、10秒でも20秒でも前に地震がきますよという防災情報は、大変価値の高い情報だと思っておりますけれども、これについては私ども、広く国民一般に等しく提供すべきものであらうとも思っております。

先ほど、委員からお話がありましたように、気象の観測データとか、または予測データもそうなんですけど、世界各国と無料でやりとりをしておりますので、日本で

有料化しても、日本として、例えばアメリカとか台湾とか中国には無料で出さなければいけない。無料で出せば、今はインターネットですぐ情報は戻ってきてしまうことがあるのではないかと、実際上はなかなか難しいのかなと思います。

委員 今、やっていないのですから、できない理由は幾らでもある。

そちらの方向で考えた方が得ではないかということです。

座長 いろいろと御意見を賜ったのですが、感想的なことを申し上げますと、気象庁さんというのは、もう少し、非常に弾力的で門戸が開いているのかと思ったら、独法の論議などにしても、非常にカメの甲羅のようになってはね付けるという感じがするんです。それは、それなりの理由があるんです。

ですけれども、やはりもう少し体質的に官尊民卑なのか、地方軽視なのか、自分のところだけが正しくて、ほかのやり方はだめなんだよという印象です。間違っていたら謝りますが、今、聞いていて何か、そういう頑なな印象があるんです。

やはり、独法化の検討というのは、是非していただいて、独法化したら、今までの価値観で考えてきたよりも、もっといいものが開けるかもしれないという可能性もあるわけですから、研究所関係の独法化はもちろん、全体的な独法化についても御検討いただく価値があると感じます。

測候所の無人化の推進などで、委員から話が出て、それは地元の関係で難しいんだとか何とか言う。これは、何かを変えるときは何でも難しいんです。今までどおりが、一番難しくないんです。やはり、その難しさを乗り越えないと、合理化というのはできないのではないですか。これは、現在の人員を少なくするのでも、やはり難しさを乗り越えなければできないんだと思います。

やはり、測候所の無人化というのは、いわゆるそういう時代ですから、測候所をなくすことによって地元とのいろんな問題があるというのだったら、それは何か補完的なもので考えてでもやっていかなければいけない。虚心坦懐にお考えをいただきたいと思うんですが、委員の皆さん、いかがですか。私はそういう感じを持ったんです。皆さんうなずいていただいて、ありがとうございます。

そういったことで、もう一遍、委員の人たちの意見を十分に理解をして、再検討して、そしてその結果を事務局に書面で出させていただきたいと思います。もし、それがどうも今までも余り変わらないではないかと、やはりカメの甲羅ではないかということであれば、もう一遍、再ヒアリングをせざるを得ないということになると、こちらが気が重いのですが、そちらも気が重いでしょうから、きっちりとした検討と回答をしていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

気象庁 十分検討させていただきます。私どもは、カメの甲羅ではございませんので、柔軟に対応していきたいと思っておりますが、私の顔が固いのかもしれません。柔和な説明をした方がよかったのかもしませんが、検討させていただきます。

座長 私も言い過ぎてしまいましたが、よろしくお願いいたします。

(国土交通省気象庁関係者退室)

座長 それでは、最後に、事務局から資料4が提出されております。事務局から説明をお願いします。

事務局 お手元に、資料4「総人件費改革の実行に伴う国家公務員の配置転換、採用抑制等の枠組みについて」という2枚の紙をお配りしております。

今般の定員純減の取組におきまして、これを円滑に進めるための配置転換、採用抑制等の枠組みにつきましては、その検討状況を、先月16日のこの会議において、その時点では事項ベースのポイントという形の1枚の紙で御説明したところでございます。その際も、いろいろ御議論をいただきまして、中間取りまとめにも入れさせていただいたところでございます。

これにつきましては、その後、更に政府部内において検討、調整を進めまして、3月31日に資料4のとおり「総人件費改革の実行に伴う国家公務員の配置転換、採用抑制等の枠組みについて」ということで、政府の行政改革推進本部の御了承をいただきまして、同日、公表したところでございます。委員の先生方にも、今週の始め、お届けいたしましたと思います。

これにつきましては、1月6日の閣僚懇談会での中馬行革担当大臣の発言におきましても、「職員の雇用の確保など、セーフティーネットの整備については、来年度以降の政府全体としての新規採用抑制、配置転換や研修の枠組みを3月中下旬を目途にお示しする。」としていたところでありますが、本件の了承をもって、現時点での全体像と位置づけているところでございます。

また、他方、今回の了承ですけれども、現時点において今後、検討していくべきテーマを確認したものと言えると思いますので、これを基に更に具体的な検討を加速していきたいと考えております。

その内容につきましては、この前も御説明したポイント、これをかなりな部分文章化したという性格のものでございまして、余り代わり映えしないと言えば代わり映えしないのですが、一応これで政府部内、各省の了解を得たということですので、その意味では、政府部内の意識をきちんと統一したということと言えるかと思えます。

内容といたしましては、1番に「配置転換、採用抑制の実施」について書き起こしております。

2番につきましては「計画の策定及び実施体制」ということで、全体計画の策定、各年度の実施計画の策定、そして実施計画の策定と実施のための体制として、内閣に国家公務員雇用調整本部を置くことなどを書き込んでおります。

3番として「当面実施する事項」。

4番の「その他」の部分で、配転対象者への十分な説明と説得、また今後の進捗状況を踏まえての全体計画の確実な実施を図るための方策の検討。この部分で、多

くの方から今後、希望退職の制度の検討もやってはどうかという御意見がありました。そういったことについても、読み込んでおるつもりでございます。

国の行政機関以外への移籍等ということで、民間等も含めた移籍についても、いろんな環境整備ということはやっていきたいということでございます。

こういうことですが、前回の御説明と大きく変わっておりますのは、「3 当面実施する事項」の部分でございます。この中で、平成19年度の新規採用に向けた対応を書き込んでおります。今後の配置転換を円滑に進めるためには、今後、4年間の新規採用におきまして、専門資格職種を始めとして、配置転換の対象とすることが困難な職域、職種とありますが、これらを除く部分で、全体として少なくとも3割程度の採用抑制が必要であるということが現時点では見込まれるということで、これを念頭に採用活動を進めるものとするということで、現時点での採用抑制の見通しをお示したところでございます。これは各省に対して、また学生を始めとした関係者に対して、抑制の見通しをお示したということでございます。

また併せて、個別検討部門における年度途中の採用抑制の取組を引き続き継続していくということも盛り込んでいるところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

座長 それでは、今の御説明に御意見、御質問等を頂戴したいと思います。

委員 この1の(1)の一定の採用抑制というのが、来年分は3割だという意味ですか。

事務局 一定の採用抑制は、全体としては純減がどの部分で何人出てくるか、したがって、それに伴って配置転換がどの部分でどれぐらいの見通しになって、それを受け入れるためには、各省それぞれの部門でどれぐらい採用抑制をしなくては行けないかというのは、6月の時点で相当精緻に計画の中に出てくることになると思いますが、全体としてはそういう考え方で今後つくっていくわけですが、当面、少なくともこれぐらい採用抑制が今後出てくると考えられますよというのが、この3番で書いたところでございます。そういう意味では、今の時点では純減の全体像もはっきりしておりませんので、なかなか打ち出しにくいのですが、我が方なりの一定の粗々の予測を持ってこれぐらいということをお示したということでございます。

事務局 委員がおっしゃったとおりです。

委員 全体計画の策定と本部の発足の準備を早急に進めるということなんですけれども、本部の発足なり、全体計画なり、6月ごろまでにできると考えていいのでしょうか。

事務局 はい。そのころまでにはということでございます。その時点において、まず全体計画ができてきて、それを基に早急な18年度の実施計画の策定と本部の発足ということのためには、今のうちからいろいろな準備を進めたいということで

ございます。

委員 これについても、この有識者会議に御報告いただけるということですね。

事務局 節目節目でまた御報告はさせていただきます。

委員 よろしく申し上げます。

委員 今の1ページの1の(1)の採用抑制の実施の中の「『要合理化部門』においては」と書いてありますが、要合理化部門というのは、今の7つのものでしたか、その部分のことを言っていると考えるとよろしいですか。

事務局 はい、そうです。

委員 この中で、採用による補充を行わず、ないしは採用の抑制を行うというのは、補充はするけれども、採用は抑制。これは、どう読んだらいいのですか。欠員については、補充は行わないと、採用の抑制と両方やるということですね。よくわからないんですけれども、減るのか増えるのかよくわかりません。

事務局 定員の純減の程度が、相当退職補充をもって配転が出てくるような、相当めり込む部分と、それほどめり込まない部分といろいろな可能性としてはあるだろうと思っていますので、いろいろなケースを想定して、めり込む部分には全く不補充で、それほどめり込まないときは全く採用しないというわけではなかろうといった意味でございます。

委員 これは、だれが決めるのですか。

事務局 これは、まさに6月までに決まってくる純減の姿に伴って決まってくるであろうと思います。

委員 この計画が出てくるという意味ですね。

事務局 はい。

委員 今、1の配転のところの採用抑制のところ、一番最後のところなんですけど、なお、要合理化部門を所管する府省においては、一層の自主的努力。自主的努力というのは、先ほどおっしゃったように、不補充とか純減がうまく進まない、進んだところでも、自主的な努力をしてほしいよという意味なのですか。

事務局 例えば、農水省では、農林統計、食料管理において大幅な見直しをお願いしているわけですが、その部分で相当の純減が仮に出てくるとした場合に、同じ省のそれ以外の部門では、まず自分の同じ行政分野の中で配転していくということが、職員にとってもハッピーであろうと思われれます。

ですから、合理化部門ではない部門ということでは、その他の部門と同じわけですが、まず省内における配転も積極的に考えていただきたいと。その場合においては、省内の合理化の対象でない部門においては、更に採用抑制をお考えいただきたいという意味でございます。

事務局 簡単に言えば、一般的には3割抑制しろと言っているわけですが、農水省のように、そもそも、今、言ったような統計とかを抱えているようなところは、

農水省のほかの部門を3割以上採用抑制して、自分の受入れの余地を増やしておきなさいよということを行っているんです。

委員 それで私がもう一回お聞きしようと思って、3の当面実施する事項の中で3割と出ていましたものですから、ここをどう担保されるのかと思ったんです。

座長 ほかによろしいですか。

これは、非常に難しい作業だと思うんです。事務局がこれを担当することになりますが、うまく進めていただくことに期待して是非お願いをしたいと思います。

事務局 簡単に書いてありますけれども、なかなか難しいと思います。

しかし、今、採用抑制の対象になるのは、地方支分部局の今、御議論をいただいているようなところの分野の人間ですから、そこの採用はもう5月にも試験があります。その際に、やはりこれからはこれまでどおりの採用にはならないということのアナウンスをしていかなければいけない面もありますので、純減計画が6月であるわけですが、早めにある程度の見込みで各省採用当局に考えてもらうという趣旨でございます。

委員 例えば、早期退職というか、そういうものの極端なことを言うと、割増しの退職金とかという、それは法律的な事柄なのかどうかは私はわかりませんが、そういうのというのは、どこかで書き込まれるわけですか。例えば、こういうふうにしていくと、ある面で目標を達成することができるからというのはどうですか。

事務局 今でも、勸奨退職の場合には、多少割増しになるので、そういう制度があります。ただ、そんなに大きな割増しではありませんので、そういうモチベーションにならないという面があります。

これからの問題として、配置転換を促進して、その後、純減計画を達成するようにしていくわけでありまして、仮に十分に進まないという場合には、更に踏み込んだ検討をしていかなければいけないという趣旨が、2枚目の「その他」の(1)の「全体計画の確実な実施等」というところで、その進捗状況を踏まえ、全体計画の確実な実施を図るための方策を検討するというところで、御議論がありましたような希望退職的なことですか、あるいはそれ以外の課題もいろいろありますので、検討をしていくということです。

座長 地域、職種、年齢のミスマッチを全部まずやらなければいけないですね。大変ですね。

それでは、本日の会議はこれで終了とします。次回の会議は、追加検討要請事項に関する各省ヒアリングを予定しています。次回は、4月14日金曜日の午前9時から、今回と同じこの会議室で開催をさせていただきます。

よろしくお願いたします。

～ 以 上 ～